

令和3年第4回定例会

むかわ町議会会議録

令和3年 12月14日 開会

令和3年 12月15日 閉会

むかわ町議会

令和3年第4回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月14日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
議事日程第4以降辞職	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	8
議員辞職の件	9
選挙第3号 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙	9
町長行政報告及び提出事件の大要説明	10
一般質問	13
野田省一議員	13
大松紀美子議員	20
佐藤守議員	29
東千吉議員	39
津川篤議員	49
北村修議員	58
散会	79

第 2 号 (12月15日)

議事日程	8 1
本日の会議に付した事件	8 2
出席議員	8 2
欠席議員	8 2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 2
事務局職員出席者	8 3
開 議	8 4
議事日程の報告	8 4
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
議案第67号及び議案第68号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10 2
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10 3
認定第1号から認定第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	10 4
意見書案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	10 8
意見書案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	10 9
意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	11 2
日程の追加	11 3
意見書案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	11 3
所管事務等調査報告の件	11 6
閉会中の特定事件等調査の件	11 8
議員の派遣に関する件	11 8
閉議及び閉会	11 9
署名議員	12 1

むかわ町告示第60号

令和3年第4回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年12月3日

むかわ町長 竹中喜之

1 日 時 令和3年12月14日（火）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	東	千	吉	議員	2番	舞	良	喜	久	議員	
3番	山	崎	満	敬	議員	4番	佐	藤	守	議員	
5番	大	松	紀	美子	議員	6番	三	上	純	一	議員
8番	三	倉	英	規	議員	9番	星		正	臣	議員
10番	津	川		篤	議員	11番	北	村		修	議員
12番	野	田	省	一	議員	13番	小	坂	利	政	議員

不応招議員（なし）

令和3年第4回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年12月14日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 議員辞職の件
 - 第 5 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙
 - 第 6 町長行政報告及び提出事件の大要説明
 - 第 7 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	東	千	吉	議	員	2番	舞	良	喜	久	議	員
3番	山	崎	満	敬	議	員	4番	佐	藤	守	議	員
5番	大	松	紀	美	子	議	員	6番	三	上	純	一
9番	星	正	臣	議	員	10番	津	川	篤	議	員	
11番	北	村	修	議	員	12番	野	田	省	一	議	員
13番	小	坂	利	政	議	員						

欠席議員（1名）

8番 三倉英規議員

議事日程第4以降辞職（1名）

8番 三倉英規議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	上田光男
総務企画課長	成田忠則	総務企画課 参事	大塚治樹
総務企画課 参事	戸嶋英樹	総務企画課 幹事	柴田巨樹
総務企画課 幹事	柄丸直士	総務企画課 幹事	菊池功
町民生活課長	八木敏彦	町民生活課 幹事	小坂僚介
健康福祉課長	藤江伸	健康福祉課 参事	今井喜代子
健康福祉課 幹事	熊谷伸一	健康福祉課 幹事	菅原光博
農林水産課長	酒巻宏臣	農林水産課 参事	高木龍一郎
農林水産課 幹事	藤野真稔	経済建設課長	吉田直司
経済建設課 参事	江後秀也	経済建設課 幹事	梅津晶
経済建設課 幹事	佐藤琢	経済建設課 幹事	西村和将
企画町民課長	石川英毅	企画町民課 幹事	長谷山一樹
経済 恐竜ワールド 戦略室長	加藤英樹	経済 恐竜ワールド 戦略室主幹	藤田浩樹
経済 恐竜ワールド 戦略室主幹	櫻井和彦	国民健康保険 種別診療所 事務長	西幸宏
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	佐々木義弘
教育振興室長	田口博	生涯学習課 幹事	松本洋
選挙管理委員 会事務局長	成田忠則	農業委員会 事務局長	東和博
農業委員会 局長	高木龍一郎	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長 今井巧 主査 酒巻早苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回むかわ町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、星 正臣議員、10番、津川篤議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

さきに議会運営委員長から、12月8日開催の第13回議会運営委員会での本定例会の運営に係る協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、12月8日に開催しました第13回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第4回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は14件で、その内訳は議案4件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、議案第67号及び議案第68号の2件で、会期日程表に記載のとおりであります。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は15件であり、その内訳は、発議2件、認定7件、意見書案3件、報告1件、その他2件であります。

発議については、標準町村議会会議規則等の一部改正に伴い、むかわ町議会会議規則及びむかわ町議会傍聴規則の所要の改正を行うため、議会運営委員会構成委員で提出するものであります。

認定7件については、令和2年度むかわ町各会計決算について、本年9月14日開会の第3回定例会において特別委員会を設置し、その審査を付託されたものであり、その結果を報告するものであります。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については3件であり、12月3日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号11番及び受理番号13番は、所管の委員会構成委員で意見書案第13号及び意見書案第15号として、また、受理番号12番は、所定の賛成者をつけて意見書案第14号としてそれぞれ提出されております。

また、陳情文書表の1件については、令和3年第3回定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。12月3日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、恐竜ワールド構想調査特別委員会及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から調査終了または調査継続に伴う報告書が提出されております。

次に、一般質問については、野田省一議員ほか5名から13項目の通告があり、その取扱いは通告どおりいたします。

今回の一般質問につきまして、重複する質問はありませんが、農業振興及び漁業振興について、再質問等の中で内容が類似することも想定されますことから、質問される方は質問事項が重複しないように配慮願います。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策における会議時間短縮のため、質問時間の短縮に御協力いただけますよう配慮願います。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から15日までの2日間としたところであります。

質問される方は議題外にわたることなく要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策では、引き続き感染防止対策を徹底するため、議場内でのマスク着用、一般傍聴の制限、議席配置の一定間隔の確保、一般質問及び提案等における自席での発言、定期的な議場内の換気など各種対策を講じることとします。

最後に、議会中継でありますと、情報公開を推進するため、本会議につきましても、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げ、令和3年第13回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から15日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から15日までの2日間に決定いたしました。

また、議会運営委員長から報告のとおり、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議場内でのマスク着用、一般傍聴の制限、一般質問及び議案提案等における自席での発言など各種対策を講ずることといたします。

また、会議時間短縮のため、質問時間の短縮に御協力をいただきますよう御配慮願います。

なお、説明員の出入りも、議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので、御理解願います。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第119号のとおりでありますと、諸般の報告に記載されておりますとおり、12月1日付で三倉

英規議員から議員の辞職願が提出されたところであります。

◎議員辞職の件

○議長（小坂利政君）　日程第4、議員辞職の件を議題とします。

諸般の報告で申し上げましたが、三倉英規議員から議員の辞職願が提出されております。

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（今井　巧君）　今般、一身上の都合により議員を辞職いたしたいので、許可されるよう願います。

令和3年12月1日。

むかわ町議会議長、小坂利政様。

むかわ町議会議員、三倉英規。

以上でございます。

○議長（小坂利政君）　お諮りします。

三倉英規議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君）　異議なしと認め、三倉英規議員の辞職を許可することに決定いたしました。

三倉議員におかれましては、平成11年に初当選をされて以降、6期22年7か月にわたり町議会議員として、また、平成25年12月から平成30年4月までの2期4年4か月にわたり町議会議長として、町政の発展、そして議会改革など多くの貢献をされました。

改めて、その功績に敬意と感謝を申し上げるとともに、引き続き町政発展のため御指導賜りますこと、そしてくれぐれも御自愛いただきますことを切に願い、感謝の言葉に代えさせていただきます。

◎選挙第3号　胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙

○議長（小坂利政君）　日程第5、選挙第3号　胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙を行います。

胆振東部日高西部衛生組合議会議員に欠員が生じました。胆振東部日高西部衛生組合規約第5条において、関係町の議会の議員である組合議員に欠員を生じた場合、その組合議員の属していた関係町は、直ちにこれを補充しなければならないと規定されていることから、選

挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

胆振東部日高西部衛生組合議会議員に4番、佐藤 守議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4番、佐藤 守議員を胆振東部日高西部衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4番、佐藤 守議員が胆振東部日高西部衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4番、佐藤 守議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

◎町長行政報告及び提出事件の大要説明

○議長（小坂利政君） 日程第6、町長行政報告及び提出事件の大要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の大要説明の申出がありましたので、登壇の上、発言を許可いたします。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに、令和3年第4回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、誠にありがとうございます。

提出事件の大要説明の前に、2点の行政報告を申し上げます。

まず1点目は、さきの臨時会でも報告いたしました、むかわ町内の高齢者施設、穂別高齢者グループホームみのりで発生した虐待行為のその後の経過について御報告を申し上げます。

本件につきましては、社会福祉法人愛誠会に対し、11月13日付で業務内容の改善指導を行い、改善計画書の提出を指示していたところでございますが、12月9日に法人より改善計画書の提出があり、受理をしております。

提出のありました改善計画につきましては、町からの指導内容に基づき、大きく4つの取組内容となっております。1つ目は、勤務形態の変更及び職員の配置転換等の実施により人員体制の強化と入居者の安全確保を図ること。2つ目としましては、職員研修の実施方法改善により研修の受講率向上を目指し、職員のスキルアップを図ること。3つ目としましては、事故防止マニュアルに基づく報告体制の徹底を図るため、職員指導の強化をすること。4つ目としましては、職員会議の実施回数を増やし、職員間の情報共有を強化し、統一した質の高いケアに努めること。以上4つの取組により、法人として再発防止に努めることとなっております。

また、御家族への対応といたしましては、11月19日に合同の家族説明会を実施しており、出席できなかった御家族に対しましても、12月2日までに全て面談による謝罪と説明を終了しております。今後におきましても、引き続き御家族への丁寧な情報発信等を行い、信頼回復に努めることの内容となっております。

今回提出のありました改善計画の内容につきましては、実施状況の報告を適宜求め、現地での確認を行いながら継続的に指導に当たることとしております。

改めまして、このたびの件につきましては、施設の管理を委託する本町としましても誠に遺憾に思うところでございます。一日も早く入居者の皆様が安心して生活できる環境づくりに向け、法人と協力しながら早急に取り組むこととしてございますので、御理解いただきましますようお願ひいたします。

次に、2点目は、国民健康保険穂別診療所における医師体制についてでございます。

10月15日開会の第4回臨時会にて報告しました以降の状況につき御報告を申し上げます。

現在不在となっております国民健康保険穂別診療所副所長職につきましては、新年度から

の採用に向け、北海道地域医療振興財団などを通じ公募をしておりましたが、このほど応募があり、面談の結果、医師1名の採用を決定したことから、議員の皆さんに御報告を申し上げるものでございます。

新たに副所長として採用となる医師につきましては、中塚尚子氏であります。中塚氏は、現在、東京にお住まいでの立教大学現代心理学部教授及び東京医科大学病院総合診療科兼任助教として勤務をされておりますが、生まれ故郷である北海道での地域医療、特に総合診療に携わりたいとの強い思いから応募をいただいたところでございます。

中塚氏は、精神科医、香山リカのペンネームにより、身近なところとしましては、新聞へのコラム連載や本の出版、講演など多方面で活躍されていると同時に、道民球団であります北海道日本ハムファイターズ、さらに、我が町が誇るむかわ竜、カムイサウルス・ジャポニクスの熱烈な応援者でもあります。採用後は公務員として、また、医師としての職責を全うすることは当然でございますが、機会があれば、中塚氏、香山リカ氏の発信力をむかわ町のまちづくりに生かしていただきたいとも考えているところでございます。

なお、着任につきましては令和4年4月1日とし、来年4月、新年度に向け新たな医師を副所長として採用することにより、引き続き医師2名体制が維持できることとなりますので、どうぞ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上申し上げまして、第4回定例会に当たり行政報告といたします。

続いて、本定例会で御審議いただく事件につきましては、議案4件でございます。

議案第65号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うものでございます。

議案第66号 むかわ町立認定こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例を廃止する条例案につきましては、来年4月1日にさくら認定こども園を町立の施設から公私連携型保育園に移行することに伴い、条例を廃止するものでございます。

議案第67号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）、議案第68号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、それぞれ事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の大要説明を終わります。

◎一般質問

○議長（小坂利政君）　日程第7、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 野田省一議員

○議長（小坂利政君）　まず、12番、野田省一議員。

○12番（野田省一君）　通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1点でありますけれども、町政4年間の評価と今後の展望についてお伺いをいたします。

1点目、町長として、これまで4年間の自己評価はどのように考えているかお伺いをいたします。

2点目につきましては、町政への来年度以降の御自身の展望はどのように考えているか、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　平成26年3月に町民の皆さんとの信託をいただき町政をお預かりしてから、2期8年、まちづくりの理念としております「人と自然が輝く清流と健康のまちむかわ町」の実現に向け、全力で取り組んできているところでもございます。

2期目の町政運営に当たりましては、1期目でまずまいた種、これを芽吹かせるために、一つ上のまちづくりというのを目指し、4年間の任期における町政運営の所信をまとめました町政運営の施政方針において、基本姿勢、むかわの持っている底力、これでまちを耕し、さらに未来へつなぐというのを旗印にしながら、町民の皆さんと共に協働のまちづくりを進めてまいりました。

1期目から継続しております「くらす」、「まもる」、「はたらく」、「まなぶ」、「未来へ」、この5つの政策に、2期目においては新たに「つなぐ」といった政策を加え、6つの基本政策を掲げ、その実現に向け鋭意取り組んできているところでもございます。

あわせて、議員御案内のとおり、あの3年前の胆振東部地震の被害に加え、現在の2年にわたるコロナの影響による人口の流出、地域経済・活力の衰退、歴史にも残る緊急事態に対しまして、現在、最優先課題に位置づけながら対応をしてきているところでもございます。

さらに、今年度からスタートしております第2次むかわ町まちづくり計画に基づき、繰り返しますが、震災からの復旧復興、コロナ禍からの克服、こういったところに取り組みながら、時代の大変大きな変化に対応した新しいまちづくりの歩みを始めているところでもございます。

こうした状況というのを踏まえながら、この4年間、見える化というのを図るため、町長施政方針をベースにしながら、先ほど申し上げました6つの基本政策に震災復興とコロナ禍の対応を加えた7つの分野、約100項目の取組というのを整理し、現時点における取組進捗度、達成度ではございません、取組進捗度を点検しているところでございます。

その結果、取組の熟度は違いますが、100項目の取組のうち95項目着手をしております。これは町民の皆さんをはじめ、町内の企業、さらには団体、関係機関、そして多くの皆さんの支えをいただき、徐々にではございますが、その取組の効果も現れてきていると感じているところでもございます。

しかし、一方で、観光あるいは農林漁業、商工業、高齢者の健康づくり、まちなかの再生、こういった取組は、震災だとかコロナ禍の影響というのが非常に大きく、着手はしているものの、我々が目指している創造的復興・創生、この実現にはまだまだ道半ばともされており、こうした取組のさらなる加速化というのが求められていると捉えております。

その一方で、人口減少社会の中、これらの取組を着実に進めていくには、ヒト、モノ、コト、あるいは財源、そして情報、こういったリソースを最大限に有効活用しながら、さらに持続可能な行財政運営を継続していくことがますます重要になってきているところでもございます。

私自身の自己評価としましては、まだ道半ばの取組もございますが、基本姿勢はぶれるこなく、100項目の取組の進捗状況、各取組の成果などを総合的に勘案し、4年間の枠組みでの目指してきているまちづくりの目標、この辺についてはおおむね取り組んできているのではないかと総括をしているところでもございます。

この4年間、様々な要因はありましたが、全力で住民自治、町政運営に努めてきているところでもございます。

次、いっていいですか。

それで、2番目の、これは改選期に向けた私の去就についてお尋ねかと思います。

先ほどの答弁と重複するかと思いますが、2期目がスタートして6か月に入ったかどうか、このときに胆振東部の地震、そして復興道半ばでの昨年から続いている世界の困難のコロナ

禍、町民の皆さん、そして議員の皆さんをはじめ、職員の踏ん張りと頑張り、そして町内外のたくさんの皆さんに支えられながら、試練と困難の、さらに変化の4年間に向き合ってきているところでもございます。

そのような中、既に今年度からスタートしております第2次のまちづくり計画に内包された人口減少対策、震災からの復興、コロナ禍など、むかわ町としても避けては通れない直面した課題対応にも迫られているところでございます。

これらを今の体得の機会としても捉えながら、そして今をまずは乗り切り、その先につなげることとともに、まちづくり計画の今回のキーワードでもあります様々な「つながる」をつくる、こういったことを改めて意識し、誠心誠意、町政運営にさらに全力を注ぎたく、来春の選挙に挑戦させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 12番、野田議員。

○12番（野田省一君） 御自身のお考えですから、それ以上の再質問はしないつもりではありますけれども、まさしく今おっしゃったとおり、コロナ、その前に震災から始まってコロナと、非常に大きな課題、試練がある中、いろいろと私も点数発表しようかなと思っていたんですけども、ほぼ思ったようなお答えをいただけたかなと。それと、第2次のまちづくり計画も立てられて、さあこれからというときでありますから、ぜひこの実現に向けて御尽力いただきたいと思っております。質問はいたしません。

2番目となります。

食料品など買物弱者対策とまちづくりについてお伺いをいたします。

まちなか再生基本構想が作成されて、穂別地区再生検討会のまちなか再生プロジェクトでは、買物弱者支援が検討実践されております。しかし、この構想が実現するには相当の年月が必要と思われます。

穂別地区では、食料品を取り扱う既存商店において、冷蔵施設の経年劣化による不具合が重なり、改修には多額の費用が必要となり、冷蔵施設が停止した場合には事業の継続を断念しなくてはならない状況とも聞き取っております。食料品の供給は、地域にとって必要不可欠であることは言うまでもありません。

そこで質問をいたしますが、既存商業食料品の事業者に補修を、民間賃貸住宅リフォーム事業、はーとふる・ちんたい事業と同様に、補修費用を町独自の持続化事業として制度の創設を望むが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 町の買物弱者対策を含めた商業事業者への補修費用制度の在り方について答弁をさせていただきます。

買物弱者対策につきましては、穂別地区のまちなか再生検討会において取り上げ、個人商店の実情としては、冷蔵設備の経年劣化による能力低下、故障によって、生鮮食料品の品質管理に危機感があるほか、自身の高齢化による閉店の意向というのもあるというふうに伺っているところであり、一時的な補修対応では、地区の根本的な買物弱者対策の課題解決にはつながっていかないものと認識をしているところであります。

町としましては、経営者の方々が抱える課題に対し、引き続きむかわ町商工会や専門機関を含め相談対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、議員提案の商業事業者への制度の創設につきましては、対象範囲や限度額など課題もあるほか、個人商店の将来的な経営見通しが不透明という中では、費用対効果の観点からも困難であるというふうに認識をしているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 12番、野田議員。

○12番（野田省一君） 費用対効果で不可能であるという、最終的にはそういう言葉をしたけれども、生鮮食料品店がなくなるということは、地域にとってはもう死活問題なんですね。それと、どういうふうな聞き取りをされているかは分かりませんけれども、年齢的には私の知っている範囲では65歳以上、65歳の方、それと70前ですね、60代の方が今のところ経営しているところなんです。もう一店は70代だと思いますけれども、そう考えると、この食料品店系がなくなるということは、町の生命線、ライフラインに近いようなところにまで来ているわけですから、これを永遠に続けるための投資をしてくれというんじやなくて、いろいろと次の施策というか、まちなか再生委員会でも検討していることもありますし、それが実現するかどうか、そこまで5年、10年もてるような、本格的な完全改修させるだけの補助をしてくれというんじやなくて、少なくとも5年、10年もたせて、その間に時間稼ぎをして、次の対策を、次のまちづくりの中でどうなっていくかということを見極めながらしていくことが必要だと思うんですけども、これ生鮮食料品店がなくなってもいいというふうに考えているんですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） なくなってもいいという考え方ではございませんけれども、継続的

に経営していくためには、そこだけの問題なのかなというところもあろうかと思います。そういう意味では、今、商店の継続ということをやっていくためには、どういった、冷凍庫だけの問題なのかということも含めて、もう少しニーズというか課題を具体的に把握していく必要があるんだろうというふうに思っています。

ここだけの個店的な問題ではなくて、これはまた全町的にいろいろな後継者不足、そういうものを含めて継続の課題というのはあるんだろうというふうに思っています。そういう意味では、もう少し幅広く捉える中で、商工会等も協議をしながら、そういうところからもう少し具体的な中身というのをつかんでいきたいなというふうに思っているところあります。

○議長（小坂利政君） 12番、野田議員。

○12番（野田省一君） 生鮮食料品店がなくなるということは、ちょっと鵠川地区では今のところ大きな店舗が数店舗あるので、ちょっと考えづらいところでしょうけれども、穂別地区においてJAさんが撤退すると、それは当然もう公にもしてやっていますから、来年の3月でしたっけか、JAの、2月だったかな。

[「1月」と言う人あり]

○12番（野田省一君） 1月に閉店するということがもうこれ確定していますから、そうなると、今までやはり採算度外視ということはないでしょうけれども、かなり赤字経営でやつていただいていた部分というのはあったわけですけれども、そうなると、個人店が3店残るんですけども、言ったように、まだあと5年や10年は、体力的には病気でもしない限りは、3店あればどこかの店が継続してやっていけると思うんです。その間に町の方向も示すということになると思うんですけども、やはり地域に生鮮食料品店がなくなるということが非常に可能性高くなってきてている。ここ数年というレベルなんですね。

ぜひ、今、商工会長さんも議員の中にいらっしゃって、商工会長さんともお話をさせていただきて、商工会としても要望を出すような方向で動いてみようかなという、そのレベルですけれども、そういう思いでおりますので、商工会を通してでも要望を上げていただいて、その後に、要望する先に全く最初からそんな考えないよというんであれば要望の出しようもないと思いますので、やはりそこまで地域のことを考えていただかないと、今、手を打たないと本当に、現状の認識というのを、先ほど継続できないからというようなお話をしたけれども、現状の認識というのは、再度、確認はどのようにされたのか、また、どのように持っているのかお伺いをしたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 両地区のまちなか再生検討会、この中の議論の協議内容、随時報告をいただいているところでもございます。さらに、今の言われた提示の中身についても、しっかりと今後の動きというのはつかんでいかないと駄目なのかなと思います。

あわせて、このまちなか再生、議員も御存じのとおり、ただ単にインフラだとか、あるいはハード、こういったところではなくて、それらと並行した中で、これから持続可能なまちなか再生として、コミュニティの醸成だとか、あるいはなりわいそのものの仕方というんでしょうが、これらの継続というのも踏まえながら、どういった議論展開があるのか、そこには商工会の関わりも出てくるかと思います。既存施設の関わりも出てくるかと思います。

あわせて、野田議員から今提案がある2店舗に限った場合には、冷蔵庫の買替えといったことも今言われていることでございますが、このほかに例えば冷蔵庫の買替えに該当するような設備の変更というんでしょうか、設備診断、こういった視点はどうなのか、引き出しはそれしかないのか、対応方法といったものを探り出せないのか、こういうことも随時調査検討というのは必要であると考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 12番、野田議員。

○12番（野田省一君） 何回も言って申し訳ないけれども、食料品店がなくなるということは、地域に与える影響というのは非常に大きいと。切れ目なくやはり持っていきたいという考えがあるので、今、調査をしてということでしたので、ぜひ、最初から答えが、制度はできないみたいな答えだったので、ちょっとがっかりと言ったらおかしいですけれども、そうきたかと思っていたんですけども、やっぱり地域のためには必要不可欠なインフラだということをぜひ認識していただきたい。

地元に住んでいる人間、あそこに1,000世帯弱だと思うんですけども、近間で言えば、1キロ範囲内ぐらいかなというぐらいはあると思っているんですけども、やはりその人が、1人1つの業者を助けるんでなくて、地域、そこに存続することによって、やはりそれだけの世帯が恩恵を得るということですから、ぜひまずは調査をしていただきたいと思っております。

それともう一つは、それと比較する話じゃないですけれども、質問にも書かせていただきましたけれども、その理論的には、要はリフォーム事業、はーとふる・ちんたいだって、あれ1件当たり50万ぐらいのマックスでやっているわけですから、それを何十件やって、例えば10件やって500万かかったと。それ恩恵被る人は10人、11人だと、大家さんと、それと大

家さん入れて、倍にしても20人ぐらいの話なんですね。だけれども、今回のこの話でいけば、費用対効果ということを考えると、やはり1,000世帯ぐらいの人が恩恵を被るわけですから、やはりそこも費用対効果から考えると、別段何も引けを取らない事業じゃないかなと思いますし、それともう一つは、JAさんに何年か前に購買車の購入を助成しているわけですよね。あれだって、農業者のところだけ、穂別地区の農業者だけしか回っていないと思いますから、あれも農業者100か、100前後でしょう。そうやって考えたら、費用対効果ということを言つんであれば、僕は1,000世帯の人たちに恩恵を合わせるということを考えられるんですけれども、その費用対効果について、今の2つとえたときに、費用対効果というお話が出ましたけれども、どのように考えますか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 御質問がはーとふる・ちんたいの延長的なことでというようなことでもございましたので、その考え方では実施できないというふうにお答えをしたところでありますけれども、はーとふる・ちんたいは、御案内のように、町民の住環境の向上ですとか住まいの確保、そういう公の観点といいますか、そういうところに着目して整備をしたというか創設した制度であります。御案内のように、3分の1、50万という枠組みの中で5年間続けてきて、一定の成果があったというところで、昨年終わっている事業であります。

今回のそれと同様の考え方でいきますと、これは広く全町の中に網羅していく経営対策といいますか、そういう補助金になっていくのかなというふうに思っています。そういうときに考えたときに、非常に、また、その商店2店という話ではなくて、商工業全般的なものを含めてどうしていくのかということも考えていかなければ、新たな制度の創設というのは難しいものがあろうかなというふうに思っています。そういう意味で、費用対効果というところも十分着目をしなきゃならないなというふうに考えているところであります。個人の営業資産というものに公費を投入していくということですから、一定の考え方を持っていく必要があるんだろうというふうに思っています。

議員が言われた生活関連に限ってということであれば、また切り口がちょっと違うんじゃないのかなというふうに思ってございます。それはそれとして、先ほど町長が述べましたような観点も含めて、今後の検討課題になるのかなというふうに思っていますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 12番、野田議員。

○12番（野田省一君） 1回目の答弁のとき、そういう意味で、はーとふる・ちんたいの事

業の延長上としてはできないという意味だったんですね。聞き間違えました。失礼しました。

そういうことであれば、今言ったように、ぜひ認識をさらに深めていただいて、やるやらないは、今すぐできる問題ではないと思いますけれども、それぞれ連携した中で、そういう制度ができないかぜひ検討してほしいという言葉、調査研究していっていただきたいと思います。

以上をもって終わります。

○議長（小坂利政君） 室内換気のためしばらく休憩をいたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（小坂利政君） 次に、5番、大松紀美子議員。

○5番（大松紀美子君） 一般質問を行います。

1つ目に、子育て支援対策の充実について伺います。

町の第2次まちづくり計画では、SDGsを推進し、まちづくりを行うとしています。まちづくり計画、子ども・子育て支援事業計画には、幼児教育・保育サービスの充実の具体的取組、子育て家庭への支援の充実、延長保育や土曜日保育、一時保育の充実を目指すとしています。

現在、町内では、移住による新規就農者が増えています。若い子育て中の新規就農の方々は、休日もなく農作業を行うため、日曜日や祝日は、子どもを知人や隣町の託児所に預けている、預けてきたとの実態があります。

児童福祉法では、国や自治体は、保育に欠ける子どもの保育を義務と規定しています。むかわ町としても休日保育の実施を求めますが、見解を伺います。

また、2つ目には、病児保育の実施を求めますが、見解を伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1点目の休日保育、2点目の病児保育の実施につきましては、関連しますので、併せて答弁をさせていただきたいと思います。

就労形態の多様化、こういったことから、休日保育、病児保育に対する保護者のニーズというのがあることは、必要性も含め十分認識しているところでもございます。一方で、事業実施には、保育士の確保だと、あるいは保育する子どもの疾病等の範囲、そして対応施設、それに看護師の常駐等の多くの課題というのもあることも事実でございます。

令和2年3月に策定しました第2期むかわ町子ども・子育て支援事業計画には、保護者の皆さんからのニーズがあることから、必要量の見込みは設定しているところでございます。

来年度は、議員御案内のとおり、穂別地区のさくら認定こども園の民営化というのが予定されております。両地区の認定こども園が民営化となる予定でもございますので、今後も保護者の皆さんとのニーズ等をさらに注視しながら調査研究を進め、関係機関と連携し、取組に進めていければなと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今、町長もおっしゃいましたけれども、令和2年から6年の5年間の子ども・子育て支援事業計画をつくる上でアンケートを実施したんですね、ニーズ調査ということで。その結果はどのぐらいになっていますか。

○議長（小坂利政君） 熊谷健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 休日保育と病児保育につきまして、第2期むかわ町子ども・子育て支援計画時に取りましたアンケートの結果について御説明いたします。

休日保育のニーズにつきましては、子育て家庭131世帯中9世帯、6%のニーズがございました。続きまして、病児保育のニーズにつきましては、131世帯中26人、19%のニーズがあることを確認しております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） そうなんですよね。これは就学前の子どもを持つ親に対してのアンケートの、就学前の方々は91.3%回答されていて、非常に高い回答率になっております。小学生では63.5%程度なんですけれども、こういう高い、就学前の子どもたちを育てていくというのは、やはり共働き家庭にとっては非常に大変なことだということの表れだというふうに思っているところです。

それで、町長は調査して検討してということをおっしゃいましたけれども、ずっと調査と

検討しているんですよ、これ。この子育て事業計画、アンケート結果も載っていますけれども、ともかく計画期間中に調査研究を図って運営体制の確立を目指します、こればかりですから。

実際に、先日、議会で報告会、リモートでさせていただいたときに、子育て中の農業の方が、移住してきた方です、その方が、自分はこんなふうにして、結局、知らないところへ来ているわけですから、親戚の方もいないし、そこで何とか農作業をしながら、子育てもしながらということでやっているわけですから、やっぱりそういうことの体制を整えていくということが、やっぱりこの町にせっかく来た方々、住んでいる方々をよそへ行かないようにする。住んでいる人たちが本当に安心して暮らせるようにするということが、やっぱりこれからは、そうそう簡単に人口は増えていきませんから、そういうことが求められていると思うんですよね。

それで、多分、いろんな町でどんなことをやっているのかというふうに調べられたと思うんですけども、例えば、国のファミリー・サポート・センター事業というのがありますよね。これは平取町が取り組んでいるというふうに、ちょっと調べた中で、そうかなと思って見ていたんですけども、この事業というのは、やっぱりやろうと思ったらできるんじやないですか。いかがですか。

○議長（小坂利政君） 熊谷健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 今お話のありましたファミリー・サポート・センター事業につきましては、内容といたしましては、地域の中で保育の援助を受けたい人と行いたい人が会員となって育児について助け合う会員組織でございます。今お話のありました近隣では平取町、管内では苫小牧市、白老町、お隣の日高町でもこちらを実施しております。

先ほどから御説明している第2期むかわ町子ども・子育て支援事業計画の中におきましては、休日保育の考え方としまして、むかわ町としてはファミリー・サポート・センターを活用した取組が必要と考えております。計画期間中、繰り返しになってしまふんですけども、令和2年度から令和6年度の期間中に、こちらのファミリー・サポート・センターの実施の可能性について調査していくという考え方となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 様々な課題がありますから、あれもこれもできないということは

重々分かりますけれども、やっぱり本気度ですよね、行政側の。以前もこの病児保育について私は取り上げておりましたけれども、本当にずっと、私も子育て終わって何十年ですけれども、やっぱり当時からこういう、例えば、休日保育、病児保育についても、ずっと要望し続けているというふうには思っているんですよね。やる気の問題、やろうと思ったらできると私は思っているんです。

特に、例えば、病児保育なんかは、ちょっとごめんなさい、行ったり来たりしますけれども、病児保育なんかは、鶴川地区にも穂別地区にもちゃんと病院があって、看護師さんも必要だし、保育士さんも必要、当たり前ですよ。やろうと思ったらそういう方々を見つけていかなければならないし、そういう施設も例えば病院内にどこに造ったらいだろか、それは検討しなきゃならないですよ。やる気があればできますから。

そういう意味で、ずっと検討、ずっと調査って、ニーズ把握したんですから、実際にいるということも分かっているのに、もう令和4年を迎えるのに、この計画は6年までなんです。でも、この期間中になんかできないんじゃないのというぐらい私は思っているんですけども、本当にここの中で、子育て、女性が多くなっている実態がありますから、どれだけこの男性の方々が本気になってそのことを考えてくれるか不安なんですけれども、やっぱりそういう本気度を持って取り組んでいくということなしに、この令和6年までに、数字だけは並んでいますよ、ファミリーサポートも999ですし、病児保育に至っては26人の方が必要というふうに答えてているという、少ない子どもを持つ中で。だから、そういうことの本気度が試されますけれども、町長、来期も頑張りますということを宣言されましたけれども、やっぱりこの辺も次期の公約に盛り込んでやっていきますぐらいいのお言葉どうですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 本気度として、ここで様々な分野の公約を皆さん前で表明できればこしたことないんですけども、今の時点、不用意な発言は控えさせていただきたいと思いますので、その辺は十分御留意いただきたい。

ただ、先ほどから申し上げていますように、まずは大松さんがこれまでも言ってきてている実態どうなのと、実態どうなったんだといった、その実態をしっかりと捉えて、その計画期間中に運営体制とかしっかりしていくんだという前向きな段階で今ステップしているところですから、その辺の時間調整というのは御配慮をお願いしたいなと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） だから、実態調査はしたんです。令和2年に、この計画5年間です

から、つくるとき令和元年に実態調査したんです。確かにそれから見たら子どもたちも減っているかもしれないけれども、先ほども申し上げました新しく農業者の方がこのむかわで農業をやりたいと言って、若い方が何か結構入ってきていらっしゃるということを聞きました、農協の担当者の方から。若い30代、40代、50代と若い方々もいるということで、やっぱり令和元年のときと違ったまた要望みたいなものも出てきているわけですから、これは本当に令和6年までの計画ですけれども、子どもは日々成長していますし、要望しても、自分の子どもは苦労して育てながらも、もう必要なくなったという方、なってきますよね。でも、やっぱり後に続く方のために、やっぱり町としてもこういう休日保育、病児保育、真剣に取り組んでいただきたいです。

それで、都市部だと、伊達市なんかは民間の小児病院があって、そこで朝の8時から夜の6時までということで、これは病児保育もやっています。それから、休日保育も認可保育園でやっぱり預かっています。実際にそういう施設あるんですから、そこで何とか工夫しながら、休日保育やろうと思ったら、人がいればいいんですから、施設あるんですから、そういうこともできますから、本当に具体的に取組をするというふうなことで、年度内、いや本当、6年まで待っていたら子ども大きくなっちゃうんですけども、本当に、再度いかがですか、来年度きちんと取り組んでいくということで御答弁ありませんか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 子ども・子育て関係については、まちづくりの新しい計画の中においても、人口減少の歯止めをかけるんだよというところで、地方創生第2・セカンドステージのむかわ町においても、子ども・子育ては大きな柱の一つに挙げているところでもございます。そして、現実に先ほどから言われている実態を把握しているよと、そして実態把握から今度は実践に向けてどうするんだ、その体制をどうするんだという運営体制等の、これを確立を目指していくための調査研究、熟度は高まってきているんだというところはしっかりと議員も捉えていただければなど。それと、先ほど言いました子ども・子育ての全体的な展開というんでしょうか、これから臨むに当たっての、これらも含めた中での制度設計というのも十分必要とされてくると認識をしているところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ゼひ本気度を出して取り組んでいただきたいということを申し上げて次の質間に移ります。

次は、生理の貧困対策ということで取り上げていきます。

ただ、この中を見ても、議場の中を見ましても女性というのは本当に少ないです、この問題を取り上げていくということにちょっと勇気が要りましたけれども、取上げさせていただきます。

生理というのは、生物学的には人類の生存にとって不可欠なことです。だから女性は生理という宿命を担っていると言えます。だからこそ、その大切さも様々な苦痛や苦悩も、その仕組み、排卵される卵子は全て生まれたときから女性の体の中にあることなど、女性も男性も学んで、表舞台で語られることを願って質問させていただきます。

このコロナ禍もあって、金銭的な理由で生理用品の入手に苦しむ生理の貧困が社会問題化となっています。学校や公共施設などへの生理用品の無償設置を求めると思います。SDGs、持続可能な開発5番目、ジェンダー平等を実現するための実践につながると考えますが、見解を伺います。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 経済的な理由による生理の貧困が社会的な問題となっていることは認識をしているところでございますが、今のところ福祉及び各学校の窓口にそういう相談はございません。

小中学校では、養護教諭が保健室で一定量をストック、管理をしておりまして、申出に応じて忘れた児童生徒などに提供しているというような状況でございます。鶴川高校及び穂別高校についても同様の対応ということで伺っております。

清潔な状態を保つといった衛生面の観点から、保健室において養護教諭が管理することが適当であるというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 私も養護教諭の方にお聞きしておりますので、保健室で準備しているというのは聞いております。そこで借りたものは返却する必要がありますか。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 町内小中学校の対応でありますけれども、ちょっと学校によつてばらつきがございまして、返却を求める、いわゆる貸与という形と無償提供というところで、ちょっと学校によって対応が違う部分が若干ございました。今後は、その部分を是正いたしまして、返却を求めない、いわゆる貸与ではない提供という形で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今、課長のほうから、大して困っているような声は聞こえないというようなお話をありましたけれども、大体こんなデリケートな問題ですから、なかなか困っているというふうなことで声を上げるというのは、非常に上げづらい状況でもあると思うんですね。

例えば、函館市なんかは、苫小牧もそうですよね、まだ設置したかどうかというのは確認していないんですけども、苫小牧の市長の答弁では、防災備蓄用のものを、約10年ぐらいだそうです。この前、防災担当の方に消費期限調べてもらったんですよね。男性職員の方がいろいろ調べてくれたようですが、書いていないと言っていました。でも、大体10年と言っていました。そういうものを各そういう学校のトイレだとか、公共施設に配置するというふうなことを苫小牧市は決めているようです。それから、函館も、やっぱり防災備蓄用の生理用品、大学、学校、それから女子寮だとか、そういうところに配置したということで、そういう動きは進んでいるようですけれども、これは今現在、例えば、小学校、中学校、高校でも、今の状況で困っていないからというんじゃなくて、先ほど私が、SDGsのジェンダー平等の観点から、この問題はやっぱりそういうものとして捉えて、むかわ町でも取り組んでほしいという思いで生理のことから始まって申し上げたんですよね。だから、これは困っているとか困っていないの問題じゃなくて、そういうふうなこととして捉えてほしいという私の思いなんですけれども、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 学校においては、申出することは何ら恥ずかしいことではないという指導も行っておりますが、引き続き申し出しがやすいという環境をつくるよう努めていく必要があると思います。

この問題の根本は、児童生徒を取り巻く家庭環境だとか、経済事情というところにあるというふうに考えています。養護教諭が例えれば生理用品を渡すときに状況を聞くなど、単に忘れただけなのか、何かそれ以外に事情があるのか、養護教諭とその生徒児童が接点を持つことで状況を把握することができると、そういった接点を持つことで、その状況からその対策や支援につなげていくというようなことも必要であろうというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） そのことを否定しているわけではないんです、今おっしゃったことを。ただ、この問題というのは、コロナ禍で生理の貧困ということが広がるということを通

して、この女性の生理ということに対して、やっぱり皆さんにより多く知っていただきたいということで、日本のジェンダーギャップ、ジェンダー平等のジェンダーギャップ指数というのは世界の156か国中120位ですから、私がここで話していても、私の思いと皆さんの思いが一緒になるということはなかなか難しいんだろうと思うんですけれども、ただ単に養護教諭の、保健室に設置しているからいいとかじゃなくて、この問題を通して、女性だけが背負っているこの困難、生理は困難ですから、そのことを、トイレに行ったらトイレットペーパーがあるように、何の気兼ねもなく生理用品が使える状況にしてくださいということを言っているんです、私。分かりませんか。女性の苦労、分かりませんか。本当、言葉で言いたいと思うんですけども、そういうことを言っているんですよ。

現在の学校がこういうふうに養護教諭を通してこうやってやっている、それはそれでももちろん必要なことなんですよ。そうじやなくて、トイレットペーパーを使うように、女性が何の気兼ねもなく生理用品を使用できるように町の取組としてしませんかということを言っているんですけども、どうですか。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） あくまでも、教育委員会なので、学校の問題ということでちょっとお話しさせていただきたいと思います。

生理用品自体は、さほど予算的にそんなに年間かかるものではございません。学校のほうにも、今は保健室でありますけれども、常備をしているというような状況ですので、社会全体会がといいましょうか、学校のほうで、社会でそういったような流れになれば、またトイレに設置ということも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 政府の女性活躍に向けた2021年度重点方針の中に生理の貧困対策ということが明記されているんですけども、自治体が行う生理用品の提供を、地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用を推進してくださいということで、今年の春、ちょっと何月かは今書いていないので、私、分からいいんですが、今年度です。こういうものが来ているんですけども、どんな内容になっていますか。

○議長（小坂利政君） 答弁調整のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時38分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

栢丸総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（栢丸直士君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今御指摘のあった地域女性活躍推進交付金の関係につきましては、内閣府のほうから本年4月に通知がありまして、この交付金の交付申請に当たって、つながりサポート型という補助対象事業がありまして、この中で、女性に対する相談や居場所づくりなど、NPOなどに委託して実施する取組がその対象になるということで通知が来てございます。

その対象事業といたしましては、例えば、カウンセラーなどの専門相談、それから電話相談、それと関係機関や団体への同行支援、それから女性が互いに支え合うための居場所の提供、また、これらの事業に付随して、対象となる女性に対して生理用品等の生活必需品の提供を行うといったところが本事業の対象となってございます。

なお、これらの交付申請につきましては、今年度、令和3年度における交付決定スケジュールにかかわらず、予算の対応が可能な限り受け付けることができるという内容になっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） こういうものが、今、私が質問している生理の貧困というところになかなか結びついて考えられないというのは、もうこれまでの状況では仕方がないのかと思うんですけども、私が先ほど、SDGs、ジェンダー平等の観点からということを申し上げましたけれども、これは一つの本当のSDGsに基づいたまちづくりの中できちんとうたっていますよね。国、北海道が進めるそのものと、そのSDGsを推進していくということをやっぱり町としてもやっていくんだということで、このまちづくり計画の中にもきちんと位置づけられていますよね。ですから、私は、その一つのジェンダー平等のほんの一つのことを取り上げているんです。だから、これは現在のやり方で困っている子がいないからいいとかという問題を言っているんじゃないんです。

初めて言っているのに、こんなに男性ばかりの中で、そう簡単に、そうやすやすと、はい、分かりましたということにはならないというのは重々承知しています。ただ、この今言ったSDGsを推進する、5番目のジェンダー平等を一つでもやっぱり解決していくということ

が必要だということで取り上げております。

だから、女性が生理現象におけるいろんな負担を負っているということをみんなでやっぱり共有して理解し合いたいと、一緒に考えたいというふうな思いで質問をしております。本当に小さな町の大きな取組になるというふうに私は考えておりますけれども、町長、どんなふうに思いますか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の大松議員の生理の貧困というのを一つの問題提起というんででしょうか、これを通しての女性の社会進出、この課題ともされる問題に、これを契機に、それそれがひとつ向き合いながら、そしてその課題というのを理解し合いながら、町としても共通認識に立った中での、大松議員が後段に言われているSDGsの5番目のジェンダー平等ですか、こういったところに向けて接近、アプローチしていくことが大事になってくるのかなど捉えておりまし、やはり一つずつの課題というのに向き合うというんでしようか、目的あるいは目標というのを町としても共有化して、施策の具現化というのが求められてくると捉えております。

なお、まちづくり計画の中にも、子ども・子育て等々の中においてこの項目については整理がされておりますので、この具現化というのに皆さんで向き合っていければなと考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 終わります。

◇ 佐 藤 守 議員

○議長（小坂利政君） 次に、4番、佐藤 守議員。

○4番（佐藤 守君） それでは、4番議員から一般質問を行いたいと思います。

一次産業の振興について伺います。

まず最初に、農業について伺います。

今年は異常な高温少雨の年であり、道内では被害地域もありますが、むかわ町においては大きな被害も少ない状況です。

しかし、コロナ禍において外食産業の不振から米価の下落につながっています。本町農業は、早くから複合経営に移行し、リスクを分散する農業政策は間違っていなかったと思っております。

そこで次の点について伺います。

まず最初に、国は水田リノベーション事業を進めようとしています。米を取り巻く環境がまた大きく変わろうとしています。農家、農業を守るための情報収集が重要になりますが、どう捉えているか伺います。

次に、以前にも質問した経緯がありますが、改めて伺います。

複合経営の一つにハウス経営がありますが、担い手への支援はありますが、今後、既存のハウスは、35年から40年を過ぎるハウスが今後多数出てきますので、建て替えの支援についての対策を伺います。

次に、漁業について伺います。

むかわ漁業では直接赤潮被害はないようですが、道東、日高沖では大変な被害があります。むかわ町もコロナ禍でいろんな漁業支援を行っていますが、次の点について伺います。

最初に、赤潮についての情報収集はどのように行っているのか伺います。

2つ目に、秋サケは道内全体では前年を上回っていますが、鵡川漁協は11月の報道で35.3%減です。さらに、地域ブランド、鵡川ししゃももかつてない不漁ですが、現状をどう捉え、原因究明のための専門機関への情報収集と鵡川漁協との情報共有はどのように行っているのか伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 一次産業の振興についての農業については、私のほうから質問要旨に沿いながらお答えをさせていただきたいと思います。

まず、米を取り巻く環境についてでございます。

この情報収集についてでございますが、今般、国により米政策の進捗状況についてまとめられ、水田リノベーション事業を含む水田活用の直接支払交付金などの見直し案が示されたところでございます。

現在、見直し案を基に町内の農業関係機関と情報共有を図り、次年度、5年後に向けての影響額のシミュレーションを行っているところでございます。

また、今回の見直し案では、助成金額の見直しだけにとどまらず、農地の集約化や流動化への影響、土地改良事業への影響なども危惧されているところでございます。

国からその後の情報といたしましても、新聞などの報道内容の域を超えるものではなく、まだまだ見直し内容について細かな部分というのが見えてこない状況ではございますが、近日中に地元の農業関係機関と協議を行う段取りとなっているところでもございます。

次に、2点目でございますが、ハウスの建て替え支援についてであります。

増棟対策に視点を置きながら、農業振興の施設として助成を展開しているということを基本として考えているところでございます。このため、生産者の皆さんのがこれまで努力されて収益向上を図ってこられた中で、基盤づくりもしっかりと行ってこられていると思います。更新に対する助成については、現段階、対象としておりませんので、御理解を願いたいと思います。

なお、漁業については、この後、担当のほうから御説明を申し上げます。

○議長（小坂利政君）　酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君）　漁業につきましては、私からお答えさせていただきます。

まず、赤潮に関する情報収集につきましては、本年9月に道東根室地方や釧路地方に甚大な被害をもたらし、日高管内まで確認されております。

発生からこれまでの間、鵡川漁業協同組合との連絡を密に取り、北海道立研究機構の調査内容の収集や、北海道が主催する胆振管内赤潮プランクトン現地対策会議に職員を参加させ、収集に当たってまいりました。

先日の報道において、赤潮が収束に向かっているとありましたが、赤潮プランクトンが越冬して生き残った場合の再発生も懸念されることから、今後も状況の把握に努める必要があると考えております。

次に、秋サケ及びししゃもの不漁の現状と情報収集の状況でございます。

秋サケにつきましては、オホーツク、根室、えりも以東、日本海の地域では前年対比で漁獲量が増加しているものの、鵡川漁協を含むえりも以西では大きく減少しております。

この原因については、海水温の上昇や赤潮の影響などといった仮説が立てられておりますが、はっきりとした原因は判明していないことから、現在、北海道立総合研究機構さけます・内水面試験場において調査が進められております。

ししゃもにつきましては、昨年に引き続き全道的に不漁で、鵡川漁協の漁獲量は1.4トンと歴史的不漁となっております。秋サケ同様に不漁の原因については判明しておらず、北海道立総合研究機構と鵡川漁業協同組合が協力し、ししゃもの蓄養調査や海水温変化の調査、水中ドローンを利用した生態調査などが進められております。

これらの情報収集につきましては、秋サケ、ししゃも漁の開始から終了まで、漁協やぎょれんより毎日の漁獲実績データを提供いただくとともに、週1度は漁協を訪問、あるいは電話連絡を取り、現状や課題の共有を図ってきたところであります。引き続き、連携を密にし、

調査研究の状況にも注視してまいります。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） まず、農業のほうについてお伺いをしたいと思いますけれども、今、町長のほうから、リノベーションと直接支払交付金の関係の中身、まだ知り得る情報ということで特別な中身的ではないという、そういう御答弁をいただきました。

いずれにしても、そもそも米余り現象が元で、転作面積拡大、主食米21万トンを減らさなければならぬという、そういう状況の中で出てきた水田リノベーションなんですけれども、これ前段、それこそ申し上げましたとおり、要因というのは、コロナ禍による外食産業の不良、それと日本の人口減少といいますか、そういったものも消費の低迷につながっているという、そういうところから出てきたものなんですが、ところが、このリノベーションというのは、あくまでも輸出、それから米の輸出ですね、それと国内需要に応える食用の麦、大豆の作付、こういったものを増やそうというふうにしているんですけども、とにかく実態は、交付金の関係については、今後、水張りのない水田、こういったもの、5年間直接支払交付金がないという、こういう状況になるんですね。

それで、町長のほうからは、今協議中ということなんですけれども、水田交付金の見直しの新聞報道、この中でもって一番懸念されるのは、まだ今、道と中央会、そういったところと非公式に今協議をしている段階で、今、町長の答弁だと今後JAとの協議もされるということなんですけれども、一番危惧しているのは、輸出米には、この中身はですよ、もしこのまま実行されると、1万円配分するんですけども、牧草は3万5,000円から1万円になると、こうなると賃貸料が下回るということで、もし契約解除で耕作放棄地が増えると、耕作放棄が増えるという、そういった状況も非常に懸念されるものですから、先ほど町長が言ったとおり、とにかく、まだ議論の途中ではありますけれども、先ほど答弁いただきましたJAとの情報共有、こういったものには特に努めていただきたいと思うんですけども、先ほど近日中という答弁があったんですけども、この点について、いま一度詳しい中身、分かる範囲で教えていただければと思うんですが。

○議長（小坂利政君） 酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 関係機関との今後の協議の予定でございます。

さきの農業新聞における報道を皮切りに、その後、北海道新聞さんのほうでもこの件が報道されてございます。私ども、農業新聞の情報、報道を得て、この件についての変更、初めて捕捉したところでございますけれども、以降、両農協、それからまた、この制度変更によ

る影響が多分及ぼすであろうというところで、先ほど答弁でも触れさせていただきましたが、農地の流動化、あるいは土地改良区の用排水の管理、特にも将来的にいろんな部分で影響を及ぼす可能性があるということで、各関係機関のほうにお声かけさせていただきまして、まず影響についての分析をしようというような呼びかけをさせていただいているところでございます。

そういういた各関係機関におけるいろいろな課題整理等を把握した上で、近日中に打合せを行うというような流れになってございますが、実は、せんだって農政事務所のほうから連絡通知がございまして、明日午後からこの制度に関する説明会をウェブで行うというような情報も入ってございまして、そちらのほうの情報も収集しながら、終了後、関係機関と速やかに打合せに入っていきたいというふうに考えてございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 昼食のためしばらく休憩をいたします。

再開は午後 1 時30分といたします。

休憩 午前 1 時 5 8 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 途中で終わったんで、また質問重複することありましたらお許しを願いたいと思います。

いずれにしても、このリノベーション事業と水田の直接支払交付金、これは今、非公開で道と中央会が議論の真っ最中という、そういう状況もありますので、先ほど申し上げたとおり、JAとの情報共有にひとつ努めていただきたいと思います。

それで、次に移りますが、複合経営の一つのハウスの関係なんですけれども、町長のほうからは、そういたしますという答弁はいただけなかったんですけれども、仮にこの交付金見直しになるということになると、水田のハウスというのは対象外になりますよね。

それで、昭和50年代後半、60年前後に本格的に始まった複合経営、牛、野菜、花、こういったものの複合経営です。リスク分散で安定経営を維持してきたむかわ農業ですけれども、当時、事業終了のときには、所期の目的も達成されて農家も力がついたんで、何とか自力で

という、そういう話もございました。そして、以前に質問したときにも、竹中町長のほうからは、更新ハウスについては、実態把握によって長期計画に組み込むことも可能なのか、その辺も併せて考えたいというような、以前に、町長、そういった答弁をいただいているものですから、今回、立起表明した中で、課題解決のために様々なつながりをつなげる政策というんですか、こういったものを考えたいという先ほどの前段での答弁もありましたので、この中にひとつこの事業の検討の余地があれば入れていただきたい。

というのは、状況が非常に大きく変わっているんですね。今の交付金の見直しもありますけれども、当時80万から90万のこういったハウスが今190万から200万ぐらいになったと。そして、今、業者の方に依頼すると1棟270万ぐらいかかるという、そういう状況なものですから、到底自力で増棟、そういった状況ができなくなったという、そういう負担行為が非常に出てくるという状況もあります。

そして、今、むかわ町全体では、60年前後からのむかわ町のいろんな支援で、今大体900棟前後はあるのかなというふうに思っていますけれども、これらが35年から40年を過ぎるという、そういう状況になっていますので、複合経営の安定を図るためにも、何らかの対策を、何か方法がないかということでちょっと質問をさせていただきましたので、こういった町の支援がなかなか難しいというんであれば、何か国のそういった補助事業、2割3割とかそういったものも取り入れながら考えていただけるという、そういう余地はないのか、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの第1答弁で述べたことが基本的なことになります。繰り返す形になるかもしれませんけれども、この間、町としても一貫してきているのが、増棟から增收、これに視点を置いた、この基本線は今の段階崩すつもりはございません。それらを基本として、農業振興の施設として助成の展開をしているところでもございます。

なお、前後するかもしれませんけれども、国の補助事業、こういったところを計画、例えば助成を受けるよといったときの計画をするに当たっての基本的な事項というのがございます。詳しくは担当のほうから述べられるかと思いますけれども、単純更新というんでどうか、ハウスの今回の場合ですね、こういった単純更新の場合は耐用年数の有無にかかわらず補助対象とはならないというふうな、国、そして北海道のこういった国の補助事業を受ける際のマニュアル規定の中にも整理されているかと思います。

そういうことも踏まえながら、生産者の皆さんに、この間、努力により収益向上を図つ

てこられてきていると今もなお捉えているところでもございます。状況変化というのが激しい時代ともなってきているところでもございますが、この間も実施してきております特別対策としての増棟というのは、増棟のほうでございますけれども、農協とも協議を図り、支援策として出てくるものと考えております。

長期計画の関係についての取扱いについては、今後の検討課題というふうにさせていただければと思います。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） ハウスの支援については分かりました。なかなか難しい、そういった決まりもあるというようなことで、あとは、今、町長言わされたとおり、JAとの協議の中で可能性として取れるもの、そういうものはひとつ今後の協議課題としてぜひお願いをしたいと思います。

それでは次に、漁業について伺いたいと思います。

今まで町としてもいろいろ支援をしてきてますけれども、この赤潮等、自然が相手とはいえ、道東日高沖では、報道にもありますとおり、80億という大変な被害ですけれども、その反面、秋サケは、日本海、オホーツク海では豊漁で、逆に胆振日高が不漁ということで、地域によっても大きな差があるようです。むかわについては35.3%減ですけれども、逆に隣の門別町では70%減という、こういう状況にもなっています。そういう中で、さらにししゃもの不漁というのは、漁業者のみならず商業者など、むかわ経済に与える影響はあまりにも大きなものがございます。

それで、前段答弁をいただきましたけれども、その中で今までいろんな支援をしていますけれども、漁業者に今後どのような支援策、こういったものを考えているのか、いま一度お聞きしたいのと、それと、ししゃもの生態系、これは先ほども答弁いただきましたけれども、たしか数年前、室蘭かどこかの試験場のほうでもって、初めてししゃもの生態系の研究をというふうなことをちょっと私、耳にしたことがあるものですから、そういう情報があれば伺いたいというのと、もう一つは、今回、赤潮被害については、はつきりとそういう被害のある地区については特別交付税で支援をされると、そういうふうに言われていますけれども、胆振日高、赤潮被害はないという報道ですね。

ですけれども、秋サケにしても回遊魚ですから、赤潮の関係や温暖化で、オホーツク海、日本海のほうが豊漁ということであれば、こういったものがむかわ町は対象にならないのか、もしならないとしたら、不漁に対しての国の救済措置というのはないのか、これを伺いたい

のと、最後にもう一点は、農家というのは農業共済に入っているんですが、むかわ漁業者というのは漁業共済に実際に入っているのか、分かる範囲でちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君）　まず、1点目のこうした厳しい状況の中での今後の支援策でございますけれども、現在、コロナ対策の一環としての経営不振に対する支援ということで、さきの議会において議決をいただきました支援を打ち出しているところでございまして、そういういた部分の支援も絡めながら、今後についても、漁組、漁業者さんの状況というものを把握しながら、必要な対応については今後も検討していくというような形でございます。

続きまして、ししゃもの生態に関する調査でございますけれども、議員おっしゃるとおり、四、五年前から生態の研究ということで、水槽を使った産卵、ふ化から、あとそこからふ化して稚魚になるまで、またそこから水を入れ替えて、海水などに入れ替えて大きくできるかというような実験、試験研究を始めているところでございまして、まだまだ基礎研究の段階というふうに伺ってございます。

さらに、今回、こうした不漁を受けまして、その不漁の原因というものに対して海水温が影響しているんではないかというような部分も考えられているところでございまして、海水の温度を変えた実験というのもそこに加えて現在進めているところですが、まだまだその成果が出るのは時間、歳月を要するものというふうに認識をしているところでございます。

最後に、今回の赤潮に対する支援内容でございますけれども、先般、国のほうから、町が行った独自の調査ですとか、そういういた部分にかかった経費に対して、対策を講じた場合に、特別交付税でそういう財政的な支援を行う、措置をするというようなものが議員おっしゃるとおり打ち出されているところでございます。

ただ、むかわの部分につきましては、実際に水質調査等々を行った中でもそういういたプランクトンの検出がされていないといった中で、直接的な被害が判明していないというような状況でございますが、今後、こうした部分でまだまだ、先ほど答弁でもお伝えしましたが、仮にプランクトンが海域に残っていて、漂流、海水の流れ等との関係でまた再発した場合等も危惧される部分もございます。こうした中では、今後、この被害のなかつた胆振東部の海域の自治体と連携して、道に対して、こういった原因の究明あるいは独自の今後調査を行った場合の支援について、いただけないかというような要望も今後取り組んでいく予定となってございますので、何とぞ御理解をいただければというふうに思っております。

[「共済の部分は分かるかい」と言う人あり]

○議長（小坂利政君） 続いてどうぞ。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 失礼いたしました。

漁業共済の御質問でございます。

漁業共済につきましては、制度としては、水産においてもそういった制度は農業と同様に講じられてございますが、加入の状況につきましては現在ばらばらの状況でございます。それぞれの漁業者さん個々の部分の取組ということで、加入率もむかわのほうは低いというふうに伺ってございまして、去年から今年にかけまして漁協のほうでも加入促進に向けた取組をいろいろと模索した上でございますけれども、なかなかコロナ禍の中で厳しい状況下の中で、加入促進のほうになかなかつなげることができなかつたというふうなことで伺っております。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 本当は、こういうときですから、赤潮関係での支援対象にならないという、そういったむかわ町であれば、本来だと、漁業共済で救われるべきかなと思うんですけども、農業者はほぼ100%入っているんですけども、なかなかこれ難しいんですよね。一番取れたときと一番取れなかつたときの中間5年間云々という、これたしか漁業も何か同じようなことをちょっと聞いたことがあるんですけども、そうなると、ただの不漁でもって対象になるかというと簡単にはならないみたいで、その辺もひとつ原課としてそういった状況もちょっと調べてほしいなと。

そして、今、課長のほうから、確かに胆振管内、むかわ町もプランクトンはないけれども、将来的にもしそういったプランクトンが動いてきて、海流に流れてむかわに入ったときには多分その対象になるかもしれないんですけども、その海水モニタリングというのは、むかわ町から要望して、いついつ海水の調査をお願いしますというふうに言って実施されるものなのか、道立の試験場というんですか、そういった研究機構が定期的にこの胆振管内、むかわ沖も調べるという、そういうふうにして、どっちのほうの判断でいいんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 北海道全体の対策として、定期的に、私、月1回というふうに伺っておりますけれども、サンプルを取って調査をしているというふうに伺っております。

[「むかわ沖も」と言う人あり]

○農林水産課長（酒巻宏臣君） はい。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） それでは、分かりました。

それで、最後になりますけれども、この漁業者の生活とししやもブランドを守るためにも、ししやもふ化場建設が待たれますけれども、この秋サケ、ししやもの不漁の原因が、専門家もなかなかその原因が究明できないとなると、どこに何をすべきか大変難しい面もあると思いますけれども、とにかく漁業関係者との情報の共有、そして寄り添うことが大事だと思いますし、それによっておのずと、何を必要とし、行政として何をなすべきかおのずと答えが出ると思いますので、大変な状況ではありますけれども、改めて総合的にちょっと考えをいま一度お願いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 担当のほうからの答弁と重なる部分があるかと思いますが、まずししやもに関してでございます。

これは近年の温暖化というんでしょうか、こういった海水温の変化等々が関係して、通常の漁期前調査でこのぐらいの今年は予定の漁獲があるよというのがここ何年間なかなか見通せないというふうな状況が続いて、要するに漁況予測というんでしょうか、こういったところが立てにくい段階になってきて、先ほど申し上げたように、今まで栽培試験場のほうでも新たに海水温の調査と因果といったところをどういうふうに解説していければいいのかなという影響調査も始められているところでございます。

あわせて、北海道町村会の中においても、過般でございますが、道内の主要魚種の中にサケだとかイカだとか、そしてししやもというのも入れて、先般、生産量減少として何とか資源回復というのを解説も含めて推進するようにといったときもございました、頭出しまされて。今は、ちょっと何年かして、ししやもというのが頭出しされておりませんので、そういったところの町村会として北海道の希少種なんだといったところの魚種についても積極的に支援強化という求める動き、これも大事になってくるのかなと思います。

それと、赤潮の情報収集関係でございますけれども、先ほどから述べられているように、被害に対する支援ではなくて、被害防止に向けての支援というのも含めた中で、これは1市3町、今月の末に赤潮対策に関する要望というのを、発生原因、さらには被害原因究明等々を含めた中での箇所数と回数というのも増加をせよといった中で要請活動に努めることとなっておりますので、御理解を願いたいかと思います。

よろしいでしょうか。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 大変ありがとうございます。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。

◇ 東 千吉 議員

○議長（小坂利政君） 次に、1番、東 千吉議員。

○1番（東 千吉君） 1番、東 千吉でございます。

令和3年第4回むかわ町議会定例会で質問をさせていただきたいと思います。意欲ある前向きな答弁をよろしくお願ひいたします。

まず1点目、林道施設維持補修及びその管理状況についてでございます。

胆振東部地震より3年以上が過ぎ、町長の掲げた林業支援の第一歩、林道の応急復旧がほぼ終えたとの委員会報告がございました。

林道復旧により、倒木、崩土等、森林被害の調査をはじめ、被災木の造材、運材がされている状況にありますが、業者に伺いますと、重機の移動には支障ないのですけれども、運材にはまだまだ整備が必要な場所があるとの声がございます。このことについての行政の把握状況と今後の対策について伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 高木農林水産課参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 御質問につきましてお答えさせていただきます。

森林施業を実施している現場へのむかわ町で管理している林道につきまして、林業事業体から運材車両の通行に支障があるなどの情報はございません。

むかわ町が管理する林道につきましては、森林施業場所への状況確認を実施するとともに、森林管理巡視を苦小牧広域森林組合へ委託しており、林道等施設の状況を把握しながら異常を確認しております。

また、強風や降雨などの損傷箇所が発生した場合につきましては、倒木処理及び補修等を行い、施業に支障のないよう維持管理に努めてきております。

なお、今年度は12路線にて崩土の除去、路盤整正等の補修などを行っておりまます。

今後も引き続き、森林整備の推進に向けて、苦小牧森林組合等の事業体との情報共有に努めながら、林道の適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） この運材等については、実は一般質問の前に、私、現場を確認に行きたいと思っておりましたけれども、諸般の事情によりちょっと確認がでておらないところでございます。

町で管理する林道であるかどうかの確認ができるでないということで、非常に申し訳ない一般質問になっておりますけれども、いずれにしましても、被災木、もう3年以上経過している被災木の有効利用といいますか、その価値について、時間がたつに従ってやっぱり価値が落ちて、その所有者のいわゆる収入が減るという形になってございます。一刻も早く被災木等の処理及びその有効利用について考えていかなければならないんだろうというふうに思っているところでございまして、その林道でなかなか運材ができるないというところもあるということでございます。

これが町の管理かどうか、ちょっと申し訳なかったんですけども、そういう被災木等、町長が林道を第一歩と言ってございましたので、森林所有者が意欲あるいわゆる林業再生のための行政の支援ということについてはどういうふうに考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今、東議員からお話をあったように、どこの路網を指しているのかなと、町内の。例えば、町内であるなら、林道だとか、あるいは林業専用道だよ、あるいは作業道だよと各種路網の路線があるかと思うんですが、ここはちょっと広い意味で3町、厚真、安平、むかわ、これは前例のない森林の崩壊が今起きて、長期的なスパンでどのように森林再生をしていかなければならぬのかなということで、現在、単独の町ではなくて被災3町として森林所有者が、被災を受けているのが約300人を超える森林所有者がおられます。そういう方たちも併せて、震災からの3町としての復興要望項目に、森林・林業振興項目として先ほど言った路網の復旧の推進、そして林業専用道、これも含む作業道開設に向けた予算確保、そして優先採択について、現在、森林の再生、そして被災木の活用等々も含め、各関係機関に3町としても要請、要望活動に努めてきているところでございます。

これには一定程度3町としての制度改正も含めた一つの覚悟を持った腹、これらも含めて、制度が、今、旧態依然としているんであれば、新たな制度の運用といったところも含めながら、長期的及びアジャイルな、要するに素早い、両面の視点を持って、制度の改善も併せ、森林の再生とともに、重ねますけれども、被災木の利用、活用促進について、今現在、森林組合とも連絡、連携を図り運動、活動を進めているところでございますので、御理解を願い

たいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 私のほうに届いている声は、苫小牧森林組合の中で、実は穂別地区に造材等いろんな山林の作業をする作業班がございます。その作業班のやっている、作業している、運材をしているところでございましたので、ちょっと町管理の林道に該当するのかなという思いがあつて、本来はちゃんと事前に調査をしながらその確認をするということをやればよかったですけれども、先ほども言ったように、ちょっと諸般の事情で確認が取れないでおりました。いずれにしましても、そこが町管理でなくて民間の管理かもしれませんけれども、被災木等についての運材が若干滯っていたということは事実のようございます。

したがいまして、森林組合のほうで今立派な工場を造っていて、そういう被災木等もちゃんと有効に使えるような、そしてまた、森林の所有者がその森林を片づけて新たに植樹をして、森林の再生に向けて意欲を持ってやつていこうという気持ちのある森林所有者に何とか町行政として支援できるもの、あるいはまた、そういうものがうまくスムーズに進められるような、そういう体制を行政としてぜひともよろしくお願ひをしたいという思いで質問をさせていただきました。

ちょっとここは自分で確認取れていないので、次の質問にいかせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

2番目の道立穂別高校存続のための町行政の協力姿勢についてでございます。

現在コロナ禍にあり、穂別高校の生徒募集は一定の自粛状況にあると伺っております。1学年10名を下回ると存続の危機を迎えると言われる中、知的財産を活用した教育の検討は有効であると考えます。

この地域のこの地層から海と山の両方の恐竜化石等が発掘され、カムイサウルスにおいては、ほぼ全身骨格という世界でもまれに見る貴重な財産だと思います。これらを地域の財産とする一方で、穂別高校での教育課程とし、日本中からの生徒募集方法を検討する場を持てないかを伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 質問要旨に沿って説明できればと思います。

むかわ町教育委員会としまして、これまで間口確保対策として、札幌、石狩を中心とする中学校訪問により進学PRを行ってきましたが、コロナ禍で一定の自粛状況にある中、通常の学校訪問はできませんので、Zoomを活用したオンライン形式の学校訪問を実施し、

「むかわ学穂星寮編」 ユーチューブ動画を活用し、穂別高等学校体験入学と穂星寮見学会の周知を実施しており、その結果、昨年度は6組だった見学会参加者が今年度は13組と一定の成果が出ていると考えています。

穂別高校は、少人数ではあっても、生徒の学習ニーズに応じた教育課程の編成を工夫して実施しており、今年度の卒業する3年生10名は、国公立大学3名、私立大学3名、就職4名という進路予定であり、進学率60%となっています。

また、北海道の高校魅力化事業を受けて、穂別高等学校でも総合学習の中で「むかわ学」の授業を行ったり、ふるさとキャリア教育連携事業として地元の農業従事者や民間企業の代表を講師として招き講習会を実施するなど、地域と一緒に子どもたちを育む「地域とともにある学校」に向けた取組も実践しております。

御指摘のあった恐竜化石資源等の活用についてですが、平成25年、恐竜化石が発見され記者発表し、その後、恐竜化石発掘調査実施やほぼ全身骨格が発掘されたこと、カムイサウルス・ジャボニクスと命名されたことなどなど、様々な報道が行われ、化石の町むかわ町として知れ渡りましたが、穂別高校の志望動機として、恐竜化石を勉強したいという生徒の確保にはつながっていないものと考えられます。

穂別高校は道立高校であり、教育課程の議論につきましては北海道教育委員会が決定するものであり、むかわ町として提案、検討することはできません。

全国、全道的に少子化が続く中で、どこの高校も生徒を確保することが難しい状況が続いている。教育委員会としましては、これまで実施してきた取組を充実し、穂別高等学校の魅力化を図り、むかわ町として穂星寮を管理運営し、高校振興対策支援を継続していくので、御理解をお願いします。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 今、室長の答弁、承りました。

行政としてどういうふうに捉えているかということをお伺いしたいと思いましたけれども、まず一つ、穂別高校の1学年10名をどこまで、あるいはまた、それを増やしていくか、どういうふうにしていくかというところを、行政として高校との協議もあるのかなというふうに思っておりますけれども、教育委員会としてはその辺はどういうふうに見ておられるのかお伺いしたいと思います。

穂別高校は、ずっと穂別地区の大事な高校というふうに私は捉えていて、その存続については非常に続けていきたい、その存続を危惧している一人でございます。地域住民において

も、地域経済に、ささやかながらではありますけれども、経済的な部分の影響もありますし、また、今、先ほどから言っています知的財産をいわゆる高校の場所で、例えば北海道でいう三笠高校とか特色のある高校みたいなところと同じような、そういうふうなことでの知的財産の利用をやっていけるような、そういう協力姿勢等は教育委員会のほうで今持ち合わせていないというふうに伺ったということになるんでしょうか。

○議長（小坂利政君）　長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君）　ただいまの質問にお答えしたいと思います。

町として今取り組んでいること、そして博物館として取り組んでいること、混ざりますので、私のほうから答弁させていただきます。

穂別博物館として、穂別高校との教育連携につきましては、穂別の化石群を生かした活動といたしまして、学校授業の支援を中心に、ここ3年間の実績としましては、令和元年度に4件、8日間延べ55人、令和2年4件、6日間延べ41人、令和3年度に6件、10日間延べ53人に対応してきました。

また、博物館普及事業である子ども化石くらぶ「ハドロキッズチーム」には、高校生ボランティアとして参加されたこともあります。

さらに、町としては、今年の2月に道立高校、自治体では初めてとなる連携協定を穂別高校と締結しております。「むかわ学」の充実や発展、そして人材育成など、様々な分野で協力し合うことを改めて確認しております。

加えて、今年11月からは夢叶輪公営塾も開講し、穂別高校の生徒も対象とし、学力向上はもとより希望する進路の実現に向けたサポートも行なっていきます。

むかわ町恐竜ワールド構想推進計画の中には専門的な学科の新設などは言及していませんが、今後とも、研究者の方々との交流や高校生の学習機会の確保等に考慮し、地域の特色ある学習を深めることのできるよう引き続き協力してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　1番、東議員。

○1番（東 千吉君）　高校の存続と同時に、恐竜の、いわゆるむかわ竜のやっぱり知名度を上げる、あるいはまた、将来の子どもたちが、この間、12月に四季の館で恐竜展やりましたけれども、非常に僕は行ってみて大盛況だったというふうに感じております。もっと広く子どもたちにそういう部分を知らさせてみて、そして子どもたちが小学校、中学校に行ってもっとそういういわゆる古代のいろんな歴史について学びたい、あるいはまた、恐竜について

非常に学びを深くしたい、現場に近いところでしっかりと学びたいという、そういう子どもたちが日本中探すと結構いるのではないかと僕は思っているんです。

そういう部分では、行政も大胆に、きっちと高校の教育課程のほうにも組み入れるような検討、あるいはまた、それと一方で経済産業としての恐竜の活用もありますけれども、両方踏まえて、町としてしっかりとやっていけるような体制取らなきやならないんじゃないかなというふうに思っておりましたので、大胆に穂別の高校の教育課程に入れることについてどうでしょうという伺いです。もう一度お願ひいたします。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 先ほども答弁させていただきましたが、穂別高等学校は道立高校でありまして、教育課程の議論につきましては北海道教育委員会が決定するものでございまして、むかわ町としては提案、検討することはできないというお答えになります。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） それは重々承知で質問等させていただいているつもりであります。

今後とも、そういうこともいろんな形で頭に入れながら、地域の教育等について、ぜひとも、高校は確かに道立でございますけれども、児童生徒も含めた教育の一貫性を考えた中で、やっぱりしっかりと持つていける体制がひとついただきたい。そのために、せっかくの地域の財産を有効に利用できるような、そういう体制も含めていければいいのかなというふうに思います。

やっぱり恐竜ワールド戦略室なんかも、いろんな形でいろんな苦労をしながら知的財産の知名度を上げるために努力していることは十分承知でありますし、高校教育等についても、行政として先ほど言った内容でしっかりと協力姿勢を持ちながらやっていることは十分承知です。そういった中で、さらに大胆にそれを進めていけるような方策を各担当の方がしっかりと頭に留めてもらった中で、いわゆる行政執行をしっかりとやっていただきたいという内容で質問させていただきましたので、この点何とぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

次の質問でございますけれども、育てる漁業による地域経済の活性化についてでございます。ししゃものふ化場が第一歩ということで、さらなる地域経済発展のためにということで質問させていただきたいと思います。

まず1つ目に、育てる漁業が呼ばれて久しいが、例えば猿払のホタテのように、小さな行政と漁師のチームが大成功を収める場合があります。

我が町においては、ししゃもが町の魚でもあり、全道的にも知名度は高いと思われます。しかし、近年ししゃもの漁獲量は激減し、令和3年においては1.5トン程度と取るに足らない状況にあり、漁業だけでは食べていけない漁協の組合員もいます。

資源保護の観点もあると思われますが、我が町には、現在、ししゃものふ化場建設の計画が順調に進んでいます。そこで、このふ化場でふ化したししゃもの回帰率はどのくらいと想定しているか、まず一つで伺いたいと思います。

次に、その上で、漁師経済が喫緊の課題と考えたとき、さらに一步進めてししゃもの養殖等検討してはどうかと考えたのですが、このことについて、行政がいわゆる調査研究を漁協、漁師、水産試験場等の方々と共に前へ進める考えがあるかをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 藤野農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（藤野真稔君） 育てる漁業に関する御質問について、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、回帰率につきましては、新しいふ化場の整備計画においては生存率という、同じものなんですけれども……

[「生存率」と言う人あり]

○農林水産課主幹（藤野真稔君） はい。生存率という率を使わせていただいていまして、これ回帰率とほぼ内容は一緒でございます。と表記しておりますが、北海道栽培漁業振興公社、こちらの調査報告をいただきまして、数値を用いて0.6%とさせていただいている。

次に、養殖事業に関しまして、ししゃもの生態については不明な点が多くあるものの、5年前から北海道立の総合研究機構であります栽培水産試験場、こちらにおいて栽培技術の研究を開始し、現在も継続しているところです。この研究は基礎技術の段階であります、すぐに結論できるのではなく長い歳月を要すること、養殖の実施については、さらに応用技術の研究を相当な時間と経費をかけて積み重ねていく必要があります。

現状といたしましては、試験場等の研究機関において基礎技術の研究段階であることから、これまで実施してきた漁獲時期の設定、ふ化事業等の資源管理を最優先に取り組んでいく考えでありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 今の答弁の中で生存率が0.6%とおっしゃいましたか。今、いわゆる僕が求めていた回帰率も含めて0.6%ということですから、非常に少ない生存率であることが、自分の中でもはつきり思いました。

今、我が町においては、ししゃものふ化場の建設で約7億6,000万の巨費を投じて建設中ということで、予定としては令和5年にふ化をするということでございますけれども、そのふ化をした中で、ししゃもを放しました、帰ってくるのは0.6%でした、こういう状況になるということになりますと、費用対効果どころか、非常に、何ていうのか、それだけで終わらすわけにはいかないだろうというふうになおさら思ったところです。

加えて、潮流、いわゆる東から西へ潮の流れがむかわのほうに向かってあると思いますけれども、この鶴川の河口を塞がるような潮流の現象でししゃもの遡上をさらに妨げられるというふうに伺っております。水産試験場のデータもありますけれども、さらにそれに加えてそういう妨げがあるというふうに聞いておりますけれども、その部分の現状とその対策についてはどう捉まえているかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君）　酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君）　かつて、鶴川河口の特徴として、大きな河口干潟が形成された時代で、その際に、たしか昭和50年代ほどの頃には、町の要望として、河口の埋塞を防ぐことに対する取組要望というものもさせていただいた実績があると記録されてございますが、近年、河口は変動するものではございますけれども、そういった完全埋塞するような今状況にないということから、そういった課題というのは、今、大きく取り沙汰されていないというふうな認識をしてございまして、したがいまして、そういった部分からは、国等の要望についても現在はそういった部分では行われておりませんで、むしろ河口を保全していくというような取組のほうにシフトをしてきているというような状況でございます。

○議長（小坂利政君）　2つある。

　酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君）　費用対効果に対しましてのこのふ化場の計画、そしてその後の取組が重要ではないかというところでございますけれども、まずは町魚ししゃもというものの、そういった産卵、そしてふ化していくまでの環境というものをこのふ化場の中でしっかりと整備をして環境を整えた上で、まずは、先ほどの答弁と重なる部分でございますけれども、資源の管理の観点からの操業時期の取決めですか、そういった部分の取組をしっかりと、資源管理というものをまずはしっかりとやっていきたいと。そして、試験研究機関等で行われていますそういった基礎技術の研究の積み重ねというものを、成果というものを期待しながら取組を進めていきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 今、先ほどから佐藤議員も漁業について質問をしていましたけれども、漁師の生活、経済も非常に困窮しております。そういった中で、私は本当はししゃものふ化場の建設に大きな期待をしておりました。そういった中で、今の話を聞きますと、いわゆる回帰率が、回帰率じゃなくて帰ってこない魚の量が99.4%、ほとんど帰ってこないというふうにしか僕は受け取れないんです。そうした中で、ふ化場だけで終わらせるということは非常に何かしつくりといかないというのが私の心境でございます。

そういった中で、今、ここの最初の質問であったように、ふ化からさらに一步進める養殖等について各研究機関でも研究しあぐねているというのは分かっております。ただ、現場の部分の中で、それをどういうふうにできるかというところを、せっかく99%帰ってこないんなら、その中の何%かで、実際に現場できちっと養殖の研究も進められるように、関係機関と共に連携を取りながらやっていく必要あるのではないかというふうに思います。その中には、どうしても漁師の力も借りなければいけないでしょうし、そういった中で全体的な、国家レベルのふ化場ならまた話別だけれども、我が町のふ化場の中でのふ化、そしてまた、それが漁業振興につなげるよという部分ではどうなのかというところをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、いろいろ出ておりましたけれども、生存率ということで0.6%、これは帰ってこないといいますか、卵からふ化して、ここ稚魚まで育てられませんから、ししゃもってそういうものじゃないんで、発眼卵のときに川に放れてていきます。それから、海に流れていく間に、いろいろと食べられたり、いろんなことがたくさんあるんだと思います。そういった意味で、こういった魚の0.6というのが、むかわだけの問題ではないと思うんですけども、そういったものなのか、ちょっと私どもにはこの数字の多い少ないというのは分かりませんけれども、決して多くはないというふうにも私も思います。

そういった意味だからこそ、安定的なふ化といいますか、たくさんの発眼卵といいますか、稚魚が海に行かなければ戻ってこられないだろうというふうに思います。そういった意味では、自然の産卵はもちろん大事ですし、それとともに、ふ化場で安定的に、災害とかに影響されない安定的なものも必要だろうと。そういう両輪で、いかに放していく数を増やしていくのかというのが今必要なことなんだろうというふうに思ってございます。そこに大きなお金がかかっているわけでございますけれども、確かに費用対効果という意味ではいろいろ難

しいところもございますけれども、これは漁師だけの問題ではなくて町全体の産業にも大きく影響しているものでございますから、そういった意味では跳ね返りもそれなりにあるものというふうに思っているところであります。

それと、将来的には、確かに議員おっしゃるように、育てる漁業、養殖というのも将来の中には検討されるのかもしれませんけれども、現段階では本当に水槽の中での研究室でのレベルというふうにも聞いてございます。ぜひ、私ども、そこにいろんなところで参画ができるで研究が進むのであれば、当然ながら協力ということも惜しみないわけでございますけれども、そういったところの長期的な視点に立ちながら、そういったものもあるということは今後の課題に捉えていければなというふうに思ってございます。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 漁師の中には、ししゃもの生態とまではいかないかもしれないけれども、この動き、1年生のししゃもだったり2年生のししゃもだったりということを経験上で実際の場所で感じている漁師の方も何人もおります。ここは研究機関よりも非常に現実的部分があると自分では思っておりますし、そういうところをやっぱり上手に使っていく必要があるという観点から、漁協あるいは漁師の人と行政もしっかりと連携を取った中で、なるべく早い段階でそのししゃものふ化場がきっと地域で、ああ、これはいかつたふ化場だなど地域でも感じられるような、そういう部分での活用を早急に、なるべく早い段階でやっぱりやる必要があるのではないかというふうに思うんですが、その件についてもう一回お伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 東議員も御存じかと思うんですけども、むかわ町のししゃものふ化場の建設に向けては、ししゃもの生態系の解明と並行しながら、かなり長い年月をかけてこの間に来ているのは御承知かと思います。そこには漁協の組合の生産者の皆さん、さらには建設に向けて栽培水産試験場の皆さん、建設主体はむかわ町であっても、そこには北海道開発局室蘭開発建設部の治水課の皆さん、大変な労力と知見というのを照らし合わせながらこの間に来ているところでもございます。

それでもなかなか生態系というのは難しい魚だからこそ、先ほど副町長のほうからも言わされたように、これでもかというんであれば、次善の策としてできることはないのかということで、生産者の皆さん一つの、今回のふ化場は、これからのしるべき一つにもつながるものと私も受け止めてスタートを決めているところでもございます。

参考までに、道内のサケの回帰率、これは回帰と生存率は違いますけれども、これは1974年から2020年までデータを見ますと、道内のサケですよ、これ、サケの回帰率は1.6から五、六%。ですから、ポイントは違いますけれども、非常に、先ほども申し上げました、佐藤議員のときに。道内における主要魚種においても非常に生態系というのがつかみにくい。サケよりももっと生態系がつかみにくいのが今のししゃもということでございます。

あわせて、東議員がこれまで申し上げてきている漁協の生産者の皆さんとしっかりとむかわ町も連携を組みながら、国、さらには試験場ともより一層の連携を図った中で、資源管理型漁業追っていきたいと思いますので、御理解をお願いします。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 町長のおっしゃるとおりだと思います。ししゃもが町の魚だけに、しっかりと大事に育てていけるような、そういう形をよろしくお願ひしたいと思います。そういう意味で、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小坂利政君） 室内換気のためしばらく休憩をいたします。

再開は14時40分とします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 津 川 篠 議員

○議長（小坂利政君） 次に、10番、津川 篠議員。

○10番（津川 篠君） 第4回定例会に先立ちまして、通告に基づきまして大きく分けて2点に関わる部分について質疑をさせていただきます。

まず、田浦4線及び田浦二宮6線の補修計画、さらには汐見3線についてどのような計画で進めているのかお伺いするものであります。

2つ目には、花岡2線、町道計画が進んでいないが、どのような対応をしているのかまずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 町道の整備と管理についてお答えをいたします。

1点目についてですが、田浦4線におきましては、農免農道事業により改良が完成をしております。平成30年の北海道胆振東部地震によりまして用排水路横断部に段差が生じましたけれども、単独災害復旧事業及び道路の維持によりまして段差解消修繕を実施してきております。

続きまして、田浦二宮6線におきましては、平成25年度から町単独事業により道路整備を進め、令和4年度、来年の完成見込みでございます。

次に、宮戸汐見3線でございますが、平成26年度に実施した町道舗装路面点検により舗装修繕計画を立て、平成30年より舗装修繕工事を年次的に実施してきております。

JR日高本線廃線によりまして、チンタ浜踏切、今年度応急工事として踏切を撤去し、簡易舗装にて復旧しておりますけれども、令和5年度より国庫補助事業により前後の道路線形改良を含めた局部改良を計画しているところです。この局部改良工事の時期と合わせまして、舗装修繕工事の施工年度調整によりまして、宮戸汐見3線の改修を進めていく計画でございますので、御理解くださいますようお願いを申し上げます。

2点目の花岡2線における町道計画でございます。

当該町道は、道営農業事業によりまして整備が進められておりましたけれども、終点未舗装部の事業化の検討をしておりました結果、令和4年度の見通しがつきましたので、現在その準備を進めている段階でございますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） この町道改修事業、胆振東部地震において、行政あるいは原課が一丸となって取り組んで今日まで来たわけですから、町道の整備というのは手薄になってしまって仕方なかったのかなというふうに思うわけですが、しかしながら、私、出来上がった後の田浦3線についても、横断間の前後、スロープ、要するにこういうふうになっていたものをながらに傾斜をつけてやっていると。

しかしながら、地方から川西第1集落センターを利用する方々は、非常にそれでもまだ勾配がきついと。これ何とかならないのかというのが、そういうものがまず一つあるということを理解してもらいたいというふうに思いますし、今、副町長が答弁した中には、この田浦6線については来年度予算においてやることですから、これは事業計画の中で隨時やっていくものだというふうに私も理解しておりますし、これらについても十二分に検討して早期にやっていただきたいなど。

それから、2番目の花岡の町道の整備計画、これ町長も御存じのとおり、6年前に町長じきじき陳情を受けているわけですよ。この間、胆振東部地震もありましたから、ただ、6年前ですから、5年前ですか、だからなぜこんなに時間を要したのか、もっと早くにこういう計画というのはできなかったのかどうなのか。

さらには、陳情を受けているということは、やはりその陳情者に対して的確な説明というものを私はやるべきでなかったのかと。遅れるのは遅れても、これはやむを得ない事情もあると思います。しかしながら、そこに至るまでの経過については、やはり説明責任というか、そういうものをやっぱり十分にやってほしかったなというふうに思います。地元の方々からすると、言ってもできないんだから仕方ないなというふうな半分諦めた状況もあったわけですが、今、副町長が答弁された中では、来年度事業に向けて検討するということですから、地権者の皆さんあるいはその利用する方々には、私のほうにもそういった問合せに対して答えを出していけるような状況下に今なっているのかなというふうに思いましたので、そのあたり、この年数がなぜここまでかかったのか、これらについて対応がどうだったのかということを、これ町長じきじき陳情を受けているんですよ。それでどうしてかかったのか。

非常に私もあるのときに思ったのは、平取町と門別町の境界線というか、非常に難しい地形でもあるということなんです。

[「津川議員、マスク」と言う人あり]

○10番（津川 篤君） 地形であるということも踏まえてやっぱりやってほしいなというふうに思いますので、そのあたりが今まで時間がかかった経緯について説明をお願いしたいなど。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） まず最初に、田浦3線の横断間の段差のお話でございますけれども、津川議員おっしゃる樺村商店の付近の、確かにあそこの段差はあの中でも相当ひどい部類だなというふうに思っています。原課としてもそういう認識をしておりまして、この間、すりつけ等やってきておりますけれども、なかなか沈下が收まらないといいますか、少しづつ長くなっていく実態であります。

そういう意味では、地元の方は十分承知しているんですけども、町外の方含めて、注意看板等もちょっと設置をしてまず安全対策を図ろうということと、もう少しスロープをちょっと工夫して、もうちょっと緩くできないのかということも含めてちょっと検討していくたいというふうにも考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

それと、花岡の道路整備の関係でありますけれども、過去を見ますと、平成28年にそういった要望を受けている事実があります。そういった中で、当初の要望としては、農道で終わった区間から上水牧場まで、そして上水牧場から日高側、そちらのほうがちょっと長いんですけども、そちら側の道路も含めて整備というかしてほしいという要望がありました。

当時の要望としては、むかわ側も当然ですけれども、頻繁に利用されるのは牧場から日高側、そちらのほうが日々の利用として非常に高いということがありまして、そちら側をまず何とかしてほしいんだという声が強かったというふうに思っています。そういった意味で、当時、町長のほうも日高町に赴きまして、直接町長のほうにもいろいろお話をしながら、日高町側の整備も求めてきたところであります。そういった成果もございまして、日高町側から順次、少しづつですけれども、整備がされて今日に至っているというところであります。

むかわ町側も、実は日高町と平取町にまたがっているということをございまして、ちょっと問題があるところでございましたけれども、当初まず、凸凹といいますか、路面状況も悪かったこともございまして、まずは路面状況と排水をよくしようということで、できる範囲ということで、まずはその路盤の改良と排水の整備を当面行ってきたところであります。日高側のめどもつきましたし、今度はむかわ町側の舗装について、簡易舗装で何とかしていくということで、この間、調整をして来年度というような運びになったところでございまして、この間、上水牧場にも担当課のほうでいろいろ協議をしながらというか、報告しながらやってきてているものというふうに考えてございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） この路線は、津川議員、平成28年に津川議員と上水さんが直接私のはうに要望ということで、しっかりと耳に入れて、すぐさま日高町に、当時の町長に、利用度をどうするんだと、利用度の高いところをまず整備しますよというところで舗装整備要望を行い、次の年にはもう簡易舗装が実施されている。

また、先ほど渋谷副町長のほうからも触れられましたけれども、この間、上水牧場さんは担当のほうで、私直接が出向いてこの間どうでしたかという確認は行っていないところは、これは今後においてもいろんな意味で丁寧な説明というのは私自身も気をつけていかんと駄目かなと捉えているところでもございます。

それと、今回ここまでかかってきているというのが、どうしてもいろいろ長引いている関係は、平取町、さらには日高町、そしてむかわ町に残された路線が入り組んでいるといったところの調整もあったことも事実ですし、先ほどの答弁で答えましたように、百数十本の災

害復旧工事というんでしょうか、こういったところの優先化といったところも、これは議員、御配慮願いたいかと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） いずれにしても、令和4年からそういうものに取り組んでいただけ
るということでございますので、私も地元に説明するときには、こういう状況ですよという
説明ができるというふうに思っております。

さらには、先ほどちょっと1番の中で、田浦3線のほかに、どうしても一番町道の傷みが
ひどい汐見3線、これは宮戸のセブンイレブンから漁業組合に通じる道路なんですよ。これ
が非常にパッキングや何かで継ぎはぎだらけになって、やはり事故につながりかねないとい
うふうな危険な道路でもあると。さらには、漁業組合で土日に市場を開いている。そういう
ときにあの道路を利用するわけですが、町外から来たお客様が、やはりあの道路について
は何とかならないのかという話が組合員の中にも相当数出てきていると。そういう中にあ
って、これらの改修工事も、これは来年度予算、令和4年度予算でこれも組み込んでやって
いけるのかどうなのか、この点についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの宮戸汐見3線の修繕計画についてお答えします。

先ほど副町長の答弁でございましたが、宮戸汐見3線におきまして、チンタ浜踏切、これ
がJR日高線の廃線によりまして、それで、現在、踏切撤去しまして簡易舗装にて応急工事
は済んでいる形でございますが、前後の線形といいますか、道路の向き合いですね、ちょ
とそのカーブの構成が悪いため、あそこの通行と考えますと、局部的に改良が必要と町では
考えております。その実施に当たりましては、国庫補助事業で進めるというところは見込み
がついているんですが、ちょっと事業の調整の中で、令和5年実施というところを今考えて
おりまして、残りまだ舗装修繕の工事もございますが、最終的に舗装修繕の工事も含めまし
てチンタ浜踏切の前後を令和5年に完成したいと考えておりますので、現在のところはちょ
と令和4年の事業実施のところはない形でございますので、御理解くださいますようお願
い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 来年度予算では非常に難しいと。原課もいろんなやりくりの中で予
算をつけてきているんだろうというふうに思いますが、そういった中で、ぜひ、これは令和
5年の予算の中にも組み入れていただけるんであれば、その段階だというふうに地元に対し

ての説明はできるんだろうというふうに思いますが、ただ、この中で、私、何回も一般質問する前には田浦から何からまず現地を確認しながらこういうふうな質問事項を考えてきているんですが、そういった中にあって、汐見地区に入ったときに汐見の方々から、汐見のこの道路から、道路でいうと汐見3線になるのかな、3線からダンプ道路は4号に抜ける道路の間、これが非常に路盤沈下によって雨が降るとそこが水浸して通れなくなると。こういったものも改良工事をやるんであればこの際一緒にやっていただきたいという、一つのそういうお話を聞かせていただいたんですが、これらについて今後それらも含めて検討していくのが一つ。

さらにもう一つは、これは原課にも何回かお伺いしてお話をさせていただいたんですが、この汐見3線のところに、今、こちらから言うと、今村さんのカーブのところかな、なるんですが、電柱が著しく傾いているんですよ。これは道路側に傾いているということは、もし災害のときにその電柱が倒れて、そこを車通過するときに事故につながりかねないぐらいの今危険性がある状況であるということが、原課としてこれらを見に行って早急にやるというふうな対策というのは立てられているのかどうなのか、これらについてまずお伺いしておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 1点目の宮戸汐見3線から汐見4号に抜ける路線、汐見3号と申しますが、こちらの地区におきましては、まだちょっと舗裝修繕計画が立っておりません。ただ、排水等という形で、あまりはけがよくないという形は押さえております。また、その状況によりまして、維持等で対応、また、その先の改良が必要となるかというのは、ちょっと今後の課題としていろいろと事業化も含めて考えてはいきたいかと思っております。

また、汐見3線の電柱につきましては、以前情報もらいまして、あの電柱は北電の電柱でございまして、町としては道路占用をさせておりますので、北電につきまして、写真を送つて、この電柱が傾いているから危険であるというところを通知したところなんですが、ちょっとその後の対応が一向に見られないので、再度、占用者として電気事業者に危険通知を通じまして、それで修繕のほうを進めてもらう形を、ちょっと北電と今後協議を進めていきたいかと思います。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 質問事項の1については、ほぼ住民の皆さんに説明できるだけの返答をいただきましたので、これをもって1についてのあれは終了したいというふうに思いま

す。

続きまして、2つ目に、公営住宅の管理状況についてなんですが、これは一つには、洋光、駒場、若草、汐見、この棟数と入居状況についてどのような状況が今行われているのか、これが非常に、私も現地に行って、洋光、それから駒場、それから汐見、ここを見させていただいたときに、管理するにしても非常に不具合というか合理性のないような棟数の管理をしているというふうに見受けたんですが、これらについて、まず洋光については何棟あって何人入っているのか、そのあたりが、あるいは駒場、それから汐見、これらについても棟数と入居状況、これをまずお知らせしていただきたいというのが一つであります。

さらに、今後においてどのような管理をしていくのか、管理体制はどういうふうにするのかという問題も含めて御答弁を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 公営住宅の管理状況についてお答えいたします。

洋光団地は、現在28棟134戸ございまして、うち政策空き家は105戸、現入居戸数29戸でございまして入居率100%でございます。駒場団地は、現在9棟32戸、入居戸数31戸で入居率97%です。若草団地は、現在26棟96戸、入居戸数94戸でございまして入居率98%です。汐見団地は、今年度1棟解体しまして現在2棟8戸、政策空き家3戸、入居戸数4戸で入居率80%でございます。

2点目の公営住宅の今後についてでございますが、令和2年に策定しておりますむかわ町公営住宅等長寿命化計画にのっとりまして、洋光団地におきましては順次解体撤去を、駒場団地、若草団地は維持管理、汐見団地は集約化管理として管理してまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 今の中で、若草、駒場については、これからそういった管理体制を取ると。

ただ、汐見については、2棟あって、4戸入れるところに3戸が入っていないんですよね。1棟1戸なんですね。こういった管理が果たして効率のいい管理体制になっているのかということがまず第一に問題があって、これをやはりリフォームしてでも1棟に集約するというふうなことになぜできないのか、そこにどういう問題点があつてそういうものができないのか。

それから、洋光についても、棟数は非常に28棟あるわけですから、それだけに住民の方々が入っていただけているんならまだしも、それもその状況ではないというふうに思いますので、今、参事のほうから、今後それらのものについては随時、取壊しも含めて考えたいということなんですが、これはいつの年度にどういうふうにしていくのかという具体的なものがもしあればお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 私のほうから集約化につきましてのちょっと御質問にお答えしたいかと思います。

住宅に、洋光団地、汐見団地におきまして、1棟の中に1戸しか住んでいないという形で、残りの棟のところにまだ空きがあります。その方を動かしてという集約化という形なんですが、町のほうとしましても引っ越し代もちょっと、数戸なんですが、予算を持ちまして、それで集約化の戸別訪問とかその対応はしております。ただ、やっぱり住んでいる方も、ここがいい場所というところもありますし、なかなか応じてもらえるというところまでもいかないというのも現状でございます。

ただ、今後とも、また集約化に向けて、解体の対象の住宅におきましては戸別訪問しまして、それで集約化した中で解体という形は順次進めていきたいかと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（小坂利政君） 吉田経済建設課長。

○経済建設課長（吉田直司君） 私のほうからは解体についての計画の答弁をさせていただきます。

洋光団地の解体につきましては、洋光団地の建て替えの移転をするために、平成30年、末広団地完成しております。随時移転を進めておりましたが、平成30年北海道胆振東部地震によって、末広団地のほうに災害公営住宅等、その他仮設住宅の入居者の対応等で公営住宅完成しております。災害復旧復興を最優先に、公営住宅のほうを建てる形を取らせていただいております。それによって、解体の計画4年ほど遅れてきております。随時、来年度に向けて順次解体の計画をまた戻していくという流れで今現在計画をしております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 今、課長のほうから答弁あったんですが、いずれにしても東部地震で若干の、当初計画よりずれています。これは町民の皆さんも理解はしてくれるんだろうと

いうふうに思うんですが、しかしながら、こういった中で、私、一番感じているのは、洋光町もそうなんですが、駒場も行ってみると、お話を聞かせていただくと、やはり移るにしても、ちゃんとした町営住宅のリフォームをして、ここに移ってくださいといふんならいいんだけれども、現況のまま移転してくださいというような状況があるといふうに聞いておりますので、このあたりが原課と住民の皆さんと十分話し合って、やはり住みよい住宅にしてやるという、一つのそういう親切さというか思いやりの心を持って私は対応していただきたいなというふうに思いますので、答弁あれば答弁いただきたいと。

○議長（小坂利政君）　吉田経済建設課長。

○経済建設課長（吉田直司君）　私のほうから今の答弁させていただきます。

基本的に、公営住宅から公営住宅等の引っ越しの際、こちらのほうで移転費用等を見る形の予算も確保しております。そのほかに、一般の公営住宅が空いたときに、退去検査をして、順次悪い場所は修繕で直しております。ですので、悪いまま次の方が入るような手続等はしておりません。ですので、今現状の設備等はそのままですが、床が落ちていれば直しますし、壁が壊れていれば直します。建てつけが悪いものも直しています。あまりにも色の具合が悪い部分も修繕等で対応して次の方が入れるように準備しておりますので、もしそういうようなことがありましたら、また窓口のほうに相談に来ていただければ、私どもも対応させていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小坂利政君）　10番、津川議員。

○10番（津川 篤君）　管理体制そのものが、例えば公営住宅、例えば汐見団地を例に挙げると、例えば2棟で1戸が入っていないところを管理していくということになると、例えば屋根の修繕にしても1棟まるつとかかるわけですよ。であれば、そこに引っ越し代を少し上乗せしてでも、やはりその理解を求めていく。やはり洋光もそうですし、駒場もそうですがれども、やはりある程度集約化をしなかったら、今後管理をしていく上においても相当経費がかさむんじゃないかというふうに思われますので、このあたりを十二分に検討して、やはりそこには管理ができるような体制というか、そういうものをしっかりと構築しながら私はやっていただきたいというふうに思いますので、その点で何かあれば。

○議長（小坂利政君）　吉田経済建設課長。

○経済建設課長（吉田直司君）　汐見の団地だけでなく洋光もですが、先ほど江後参事のほうからも答弁ありました。隣の空いている建物に引っ越しをしていただくという手続等、こちらのほうでは移転費用の、政策的な移転につきましては移転費用を予算化しております。です

が、その本人が、なかなか今住んでいる環境、そういうものから離れるという気持ちがなかなか、お金だけじゃないものがどうしても関わってきます。

洋光団地の方々も、そういう方々、非常に建物をきれいに、庭もきれいにして使っていたいっている高齢者の方々もいまして、その環境を変えてほかのところにというところがなかなか抵抗があって、お金の話だけではないというのを私たちも感じております。そこが一番の私たちの今後の課題と思って担当者対応しておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） いずれにしても、そういった状況を、今、今後の課題として政策課題としてやっていただけるということですので、このあたりは我々も長い目で見て判断をしていく必要性があるのかなというふうに思っております。

以上で私の質問は終わります。

◇ 北 村 修 議員

○議長（小坂利政君） 次に、11番、北村 修議員。

○11番（北村 修君） 通告に基づいて一般質問させていただきます。

最初に、コロナ感染予防対策であります。

質問全体としてもコロナ関連でございますが、このコロナですが、最近落ち着いてきたなという感じはいたしておりますが、しかし、まだ終息は見えておりません。それどころか、新たに新しい変異株というようなものも見えて、さらにはこれらに対する対策が強く求められるところでございます。こうした上で質問をさせていただきます。

最初には、予防対策でありますが、本町として、既にさきの臨時会で3回目のワクチン接種の計画をつくりました。これらについても伺いますが、同時に、私はこれらと併せて、PCR検査や抗原検査という検査体制をやっぱり充実させていく、これがどうしても必要だらうと思います。特に、医療従事者をはじめ高齢者施設や学校、これまでも行っておりますが、これからもこれらについて十分な検討、対応が必要だというふうに思います、見解を伺うものであります。

同じく2つ目には、第5波で経験をした医療ひっ迫に関わっての問題で質問させていただきます。

一つは、我が町では高齢者施設での問題もございました。これらとも相まって、いつでも

誰でも無料で検査ができるような体制を確立していく必要があるだろうというふうに思うわけでありますけれども、これらの体制についてどういうふうに考えておられるか伺つておくものでありますし、あわせて、これらの中では医療体制の強化の問題、もっと言えば保健所の体制の確立が叫ばれておりますが、これら等々を通して、これは我が町に直接できる問題ではありませんけれども、国・道等への強い要望とかそういうことがあって、これらの体制をつくる必要があるなというふうに思っておりますが、それらを含めて見解を伺うものであります。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 新型コロナウイルス感染症の予防対策としてのワクチン接種、この間実施してきております。11月末時点で、むかわ町は2回接種を終了した方々は89%を超える高い接種率ともなっております。現在は3回目接種の準備を進めているところでもございます。

P C R検査については、議員の質問の中でも触れられておりましたが、町内でクラスターが発生したことを受け、介護事業所、学校、児童福祉施設の職員を対象に6月から8月にかけて実施をしてきているところでもございます。

また、介護事業所や学校には、抗原検査キットが国から希望により配付されており、発熱等の症状があった際に使用することが可能となっております。

今後におきましても、これまでと同様、必要時に検査を実施するよう対応していきたいと考えております。

いつでも誰でもが検査できる体制についてでございますが、症状がある場合などは町内の医療機関でP C R検査等が実施できる体制となっております。

また、医療体制の強化につきましては、町のみで体制を構築することは限界がありますけれども、この間の経験というのもしっかりと生かしながら、北海道、保健所と連携しながら、コロナウイルス感染症の治療等の情報収集、正しい情報の収集というのを進めるとともに、感染の拡大のおそれがある場合には、保健所の指示、指導というのを受けながら、対策、そして体制、対応強化に努めてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いします。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 関わって幾つか再質問させていただきます。

一つは、ワクチン接種計画に関わってでありますけれども、本町、積極的な対応ということを始めているということに評価をいたしますが、まず最初に、今、各自治体等々でいろいろ

ろ不安視されておるのは、安定した確保が予定どおりできるのかということあります。そういう点で見通しはどうなのかという点をまず伺っておきたい。

あわせて、昨今、国会等々でもいろいろ言われておりますし、各自治体でも言われておりますが、ワクチンの前倒しということが、我が町も8か月で進んでいると思うんですけれども、6か月というふうな話もございます。そうした報告もございます。これらについて、どのような方向で我が町としては検討されているか、この際伺っておきたいというふうに思います。

また、3つ目でありますけれども、このワクチンは12歳以上という形であります。それ以下の子どもさんについてはそこは適用されないわけで、しかし、この冬、この新たなコロナ感染とともに、インフルエンザ、風邪の対策も求められております。そういう点で、我が町としてインフルエンザの状況をどういうふうに進められ、押さえているのかということについても伺っておきたいというふうに思います。

それから、最初の2つ目の関連でありますけれども、これまでの我が町として、先回、先ほども答弁あったPCR等の、いわゆる抗原検査を含めた行政検査ですか、これらの中で医療従事者が我が町として含まれていないんですけれども、これはどういう状況でそうなったのかということを改めて伺っておきたい。私はやっぱりここが最初にあるべきじゃないかと思っているんですけども、それについても伺っておきたいというふうに思います。

以上の点で再質問します。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） まず、ワクチン接種の関係にお答えいたします。

ワクチンのほうが安定した確保ができるのかどうかという質問だったかと思いますけれども、こちらのほうにつきましては、国の方から配分計画のほうが出されておりまして、町のほうからも希望を出しながら調整をしていくような流れになっております。今のところ、ファイザー製とモデルナ製の両方を使いながらワクチンのほうが配分されてくるということで国の方から示されておりまして、そちらのほうで確保のほうをしていく見通しになっております。

あと、ワクチンの前倒しについてなんですかとも、今、国の方からも6か月になっていくのかというところがまだ完全に示されている状況ではありませんので、今段階では8か月以上の間隔を空けて接種するような体制で準備を進めております。

今、高齢者のほうにつきましては希望調査を進めている段階でして、希望調査のほうを集

めて、それから日程振り分けをして通知を出してという流れを取りますと、どうしても6か月すぐにできるという体制は難しいのかなというふうに考えておりますので、そこにつきましては御理解をいただきたいなというふうに思っております。

あと、インフルエンザの状況のほうにつきましてですけれども、インフルエンザワクチンのほう、穂別診療所と厚生病院のほうで実施しておりますけれども、現段階でワクチンのほうにつきましてはほぼ終了しているような状況になっております。あと、ほかに町外のほうの病院のほうでも受ける体制はできますので、そちらのほうをお勧めしているような状況がございます。

○議長（小坂利政君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

再開は15時35分とします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時35分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（西 幸宏君） 私のほうからPCR検査に医療従事者が含まれていないというところに関しましてお答えをしたいと思います。

診療所におきましては、異常時、異常があった場合はすぐ検査ができるというような当然体制を取っているというような状況でもございます。無症状の中で検査する必要がないというような判断に基づいて、医療従事者のほうが含まれていないというような状況でございます。

あと、実際、穂別地区でクラスターがあったときの対応だったんですが、施設の収束時においては、そちら施設のほうと関わりがありましたドクター2名に関してはPCR検査を実施したというような実績がございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 一つは、先ほど答弁いただいた町の病院でもPCR検査が状況によってはできますよという話だったと思うんですけれども、これは確認しておきたいと思うん

ですけれども、従来は保健所等々との関係があったと思うんですが、それは変わって町の2つの病院でオーケーということなのかと、改めてこれちょっと解明していただきたいというふうに思って、質問させていただきます。

それから2つ目に、インフルエンザ、これは、私なぜこれ大事にするかというと、やっぱりワクチンが打てない子どもたちが風邪等々でなってくると、インフルエンザにかかると、コロナと間違っていくわけですけれども、これらに対してやっぱり大事なのはインフルエンザの予防接種ということになると思うんですよね。せめて、この就学前の子どもだと、そういう人たちは全員やる。これは各、幾つかの自治体ではそういうふうにやっています。むかわ町では、その辺がどうなってるのかということを改めてちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。もしやっているから、それは私はやる必要があるんじゃないかなというふうに思っているんですが、そのことを含めて伺っておきたいというふうに思います。

それから、いつでも誰でもがこの検査を受けられるということとの関連で、この間、国ほうで、臨時交付金との関係で検査促進枠部分というのを11月の中過ぎに出しましたよね。これは、ワクチンを打ちたくても打てないという人、いろんな病気だとか、そういう自分の体の関係で、そういう人たちだと、そういう人たちに対して対応措置として検査の無料等々が行えるよということはあるんですけども、これらについての対応とかというのは、我が町としてはどんなふうになっておるのか改めて伺っておきたいというふうに思います。

まず、以上の点伺います。

○議長（小坂利政君） 西国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（西 幸宏君） 私のほうから医療機関でのPCR検査の関係お答えしたいと思います。

発熱の場合、この辺の考え方というのは従来とはちょっと変わっておりません。苫小牧のほうに発熱の検査センターが医師会の主催ということで開設をされてございます。コロナによる発熱なのか、また、インフルエンザによる発熱なのかというのがこの時期でありますとかなり疑わしいといいますか、正直分からないようなところもございますので、基本的には、御自身で車で移動できる方に関しては、苫小牧の検査センターのほうで検査を行っていただくというような流れです。こちらについては以前と変わらない状況です。

また、あと当然そういった移動の手段を持たない方もおりますので、そういった方に関しては、診療所でいきますと、こちらでPCR検査または抗原検査のほうは実施をしていると

いうような状況でございます。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） インフルエンザワクチンの関係ですけれども、インフルエンザワクチンにつきましては、任意の予防接種となっておりますので、必ずしも全員強制的にということにはならないのかなというふうには思いますが、できるだけ受けやすい体制というところで、自己負担1,000円で受けられるような体制をつくりつつ、あとは結構むかわのお子様たち、町外の小児科とかで受けいらっしゃる方も多い状況があるのかなというふうに思っております。

あと、国のはうでの検査の無料の関係ですけれども、こちらのはうにつきましては、ワクチン・検査パッケージの関係だと思います。ワクチン・検査パッケージのはうで、12歳未満だったり、あと副反応で接種を受けられない方につきましては、無料で検査を受けられるようにするということで国のはうで出ておりまして、それが北海道のはうからも、今、ワクチン・検査パッケージのはうの方法論が出されてきている段階になっておりますので、そちらのはうを見ながら、こちら町でも対応していく形になるのかなというふうに考えます。

それ以外にも、国のはうからは、感染の拡大期には無症状の人でも無料でP C R検査や抗原検査を受けられるようにする体制を打ち出しておりまして、道のはうにおきましても、要請に基づき検査を受けた場合の費用は無料にするようにという形の流れができてきていることも申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今のP C R等検査の無料に関連してなんですけれども、おっしゃるとおりに検査パッケージの関連の中で出されたものなんです。ただ、そのときに、今、後段で述べたことがそうなのかなと思うんだけれども、あわせて、ワクチンを健康上打つことができない人、残念ながらワクチンが打たれないんだという人に対しては無料で検査しますよ、そういう助成措置取りますよというのがあるんです。それらも含めてなのか、もう一回確認させてください。それが一つです。

それから、この無料検査との関係で、第6波を考えてもう一つだけお伺いしておきたいのは、この間、北海道が第6波への備えとして新指標というのを発表しました。これに対して、我が町としてどのような対応をしていくのかということで、対応というか、道が示したらそのとおりになるんだろうというふうに思いますけれども、この中で、医療機関、最大で

2,214床とか言っているんですけども、増やしましたよとか言っているんですけども、これはじや私どもが関連するこの苫小牧管内ではどういうふうな状況になっておるのかということはなかなか分かっていないんですが、その辺もし分かっておられればお教え願いたいなというふうに思います。

それから、先ほどの最初の再質問で聞いたんですけども、ワクチン前倒しという方向に、今いろいろ議論があって、これはどうして今頃こんなごたごたするのかというふうに言いたいし、自治体にとってはえらい迷惑な話なんだけれども、やっぱり本当に多くのところが前倒しという形で早めにやっていくよとなれば、住民の皆さんからもそういう要望が来たりするという場合があるんじゃないかなというふうに思うんです。そういう場合、我が町でなかなかこれやるということは、医師の確保や場所の確保、大変なことなんんですけども、それら含めてそういう方向ということがかなり検討されてきて、住民の中でもそういう要望が出てきた場合には、どういうふうな状況というふうに考えておられるか改めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） まず、最初にお話がありました検査の無料の関係なんですけれども、こちらにつきましては、副反応とかで受けられない方が無料になるというのは、あくまでもワクチン・検査パッケージ制度の中におけるものでございますので、こちらのほうの対応の中でなっていくものというふうに押さえているところです。

2点目の道のほうから出されている新指標の関係ですけれども、新しい指標のほうが道のほうから出されてきているところです。胆振管内における感染防止対策の取組につきましても、新たなものとかも出されてはきているんですけども、全てが道のほうの流れにのつとつて実施している流れになっておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

あと、ワクチンの前倒しの関係なんですけれども、先ほども申しましたように、こちらのほうでのいろいろな準備の流れというところがありますので、多少早めることができたいたしましたが、大幅に早めるというのは困難な状況ということは御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） いやいや、これも、病院……

[「ベッド数」と言う人あり]

○11番（北村 修君） 情報はない。

[「ベッド数増やすんですか、苦小牧で」と言う人あり]

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 苦小牧市内のベッド数というところですよね。そちらのほう、今ちょっと手元にも数字ありませんので、つかめていないところです。申し訳ございません。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。マイク入れてください。

○11番（北村 修君） この関係では、インフルエンザの関係だけちょっと要望しておきたいというふうに思うんです。これはあくまで任意、希望という形で我が町でやっておるということは分かりましたけれども、しかし、やっぱりこれは大事にすれば、特に6歳以下の子どもなんかは、やっぱりきちんと全員やるというふうなことは、そういう進めをしてきていい自治体もたくさん出てきています。これはこれで、そういう措置を今後検討していく必要がある、対応していく必要があるだろうというふうに私は思っています。ぜひ、そういうふうに要望しておきたいというふうに思います。

それで次に、コロナ禍における暮らしと経済対策についてお伺いをさせていただきます。

この点について5つほど伺いたい。

一つは、経済支援として、第4回臨時会でのコロナ対策支援事業の取組状況について伺つておくものであります。その実施状況等々、どういう状況になっているかということを伺いたい。

2つ目には、公営住宅の低所得減免と減免制度の拡大を図り、こうした中で安心して暮らしができる対策をつくっていく必要があるんじやありませんかということについてお伺いします。

それから3つ目には、コロナ禍で減収等々になっている方々に対して、国保税の引下げあるいは軽減措置の拡大を図る必要があるんじやないかということで、そういう対応を考えていませんかということを伺うものであります。

4つ目には、先ほども出ておりましたけれども、漁業の問題で、不漁続き、魚価安が続く中での支援、これまで幾つかの支援を行ってきておりますけれども、さらにししゃもも不漁だという状況の中で、若い人が丘に上がって出稼ぎに行くという状況になってきています。これらを含めて新たな支援策を検討していく必要があるのではないかというふうに思っておりますけれども、考え方を伺うものであります。

5つ目には、先ほど交付金の削減問題が質疑がありましたけれども、ここでお伺いしたい

のはお米の問題であります。消費が減退して余剰米が増えたということで、価格が暴落して大変だという状況になっておりますけれども、特に私がお願いしたいのは、ここでは余剰米をどうするか、やっぱり市場からの隔離ということが大事なんですけれども、これは国としていろいろ言っていますけれども、実際には具体的にはやるつもりはないという状況になっています。これらについて、ぜひ市場からの隔離対策を含めてやっていただけるよう要望していただきたいということであります。

以上の点について伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議長に許可を得たいのですが、前段のコロナ禍への北村議員の対策、対応の関係で、前倒しの関係も含めて少し触れさせていただければなと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（小坂利政君） はい。

○町長（竹中喜之君） 前倒しそのものの関係ではございませんが、現場の状況ということで、皆さんと情報共有をさせていただきたいなと思って、あえて発言をさせていただきたいかと思います。

これまで、そして現在もなお、現場におきましては、地元の医療スタッフ、そして関係職員も含め、今般のワクチン接種に関わる一連の切れ目のない業務におきまして、量、そして質においても過去に例のない特殊性を持った業務に向き合っているのが事実でございます。

そして、ウイルスそのものも、ギリシャ文字がなくなるのではないかと思うぐらい、アルファ、デルタ、そしてオミクロン、こういった株への変異をするなど、非常に国そのものも動向が予測しづらい中になっております。その都度、関係職員も含め、医療スタッフも含め、対応策というのが余儀なくされ、ある面、疲労、そして緊張感が続く毎日を送っているのも事実でございます。

こういった状況というのもしっかりとそれぞれが町としても捉えながら、引き続き感染防御とできるだけ切れ目のない命、暮らし、なりわいというのを意識した支援策に努めることがより必要と捉えているところでもございます。

○議長（小坂利政君） 栢丸総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（栢丸直士君） それでは、私のほうから1点目のコロナの臨時交付金を活用いたしました経済支援についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金の追加交付によって、さきの第4回臨時会

の補正予算の議決をいただいた6つの事業についてお答えいたします。

まず、飲食店緊急事態措置影響緩和支援金交付事業につきましては、本年11月1日から受付開始をしておりまして、申請期限が12月29日となってございます。11月30日現在で10件、支援金100万円を支給済みであり、予算額200万に対する執行率は11月30日現在で50%となつてございます。

次に、商工業経営支援金交付事業につきましても、同じように11月1日から受付開始をしていまして、申請期限12月29日としております。11月30日現在で17件、支援金170万円を支給済みでございまして、予算額が500万に対する執行率につきましては34%となってございます。

次に、交通業経営支援交付金につきましては、対象となる町内の2つの事業者の申請書類を既に受理しまして、年内に支援金65万円を支給する予定となっております。予算額100万円に対する執行率65%となる見込みでございます。

次に、漁業経営支援交付金につきましては、本年の4月から12月までの月額の売上げが減少している漁業者に対しまして、現在、漁協において支援金を支給する準備を進めてございます。申請手続につきましては、12月の売上げが確定する来年1月中旬以降を予定しております。申請書類を受理後、速やかに支援金を支給することとしております。

次に、地元食材を活用した食育推進事業につきましては、来年1月の全国学校給食週間に合わせまして実施することから、本町の食材を活用した特別メニューづくりを今現在進めているところでございます。

最後に、学校体験活動実施支援事業につきましては、コロナの影響を受けて修学旅行などを延期していた小中学校も全て実施することができまして、現在、キャンセル料、それから延期に伴う追加費用の精算を行っております。請求額が確定次第、速やかに支給することとしてございます。

なお、2つ目の公営住宅の減免に関する質問以降の答弁については、それぞれの担当所管課からお答えさせていただきます。

私からは以上です。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 2点目の公営住宅の減免制度についてお答えいたします。

公営住宅の家賃は、入居しようとする世帯の収入、住宅の立地条件、規模等に応じて家賃が定まる応能応益家賃制度により算定しているところですが、入居されておられます世帯の

収入変動があった場合、これまでと同様、収入の再認定により家賃調定を随時変更してきております。

ただし、収入変動はこちら側から把握できる案件ではないため、入居者の申請により収入の再認定となります。

また、特別な事情が生じた場合、こちらも申請主義となります、御相談いただき、福祉部局との連携の上、その後の対応を決定していきたいと存じますので、御理解くださいようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） それでは、私のほうからは国保税についての御質問にお答えいたします。

国民健康保険事業につきましては、平成30年4月から都道府県単位化が図られたところであります。法定外繰入れを伴うような町独自の税率引下げや軽減措置の拡大を図ることは都道府県単位化の趣旨にそぐわないもので、現行制度の中では難しいと捉えているところです。

なお、公費投入の確保や財政支援の充実については、引き続き、全国町村会等を通じ、国保の財政基盤の強化に向け、国への要望、提案に努めたいと考えておりますので、御理解願います。

来年度の国保税の税率等についてでございますが、コロナ禍の暮らしを十分考慮しつつ、来年度の納付金の額や今年の収入や所得の状況などから、今後開催を予定している運営協議会の中で議論していく予定でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 漁業支援と米対策に関する御質問については私からお答えさせていただきます。

産地市場における競争力の低下などから魚価が低迷する中、さらにコロナウイルス感染症による需要の減退に起因する魚価安が発生し、これらに加え、主力魚種であるサケやししゃもの不漁、燃油の高騰など、漁業を取り巻く環境は大変厳しい状況でございます。

これらに加えて、道東を中心に甚大な被害をもたらした赤潮は、現在収束に向かっているものの、引き続き状況を注視する必要がございます。

海の調査につきましては、4番議員からの御質問にも答弁させていただきましたが、赤潮対策としての北海道によるモニタリング調査が継続して実施されることとなっており、町としても引き続き状況の把握に努めるとともに、近隣の自治体と連携しながら、北海道に対し、

調査実施箇所や回数を増やすこと、漁協独自の調査に対する経費負担を求めるなどの要望を行う考えでございます。

漁業支援につきましては、この間、町としても漁協との課題の共有に努めながら、今をしおぎ経営を持続していくための取組と、将来に向けた投資や合理化に向けた取組に区分し、対策を講じてまいりました。

コロナ禍の中、経営の持続化を図るための支援としては、令和2年度に出荷資材支援やホッキガイの単価支援を実施し、今年度は出荷資材支援に続き、漁業経営支援金交付事業を実施しております。

アフターコロナを見据えた将来の取組に対しては、販路の開拓、拡大の取組への支援やサケ定置網漁業の操業の効率化を狙いとした漁網整備に対する支援、そしてホタテ稚貝放流事業への支援などを行っているところです。

今後も、一層、漁業協同組合との連絡、連携を図りながら、むかわ漁業の実態の把握に努め、漁業の持続化、そして振興を図るための手立てについて調査を進めてまいります。

次に、米の余剰対策についてでございます。

コロナ禍の影響による米の消費の減少に伴い、在庫米が過剰になり、令和3年度は需要均衡を図るため主食用米の作付面積調整が行われましたが、作況がよく、過年度からの在庫米の繰越しによって過剰感が強まったことで、米概算払い価格の設定が慎重となり、前年度より低価格になった状況下では、国における備蓄米を含めた余剰米への対応は重要であると認識しております。

現在、国において、米の価格・需給安定対策として、米穀周年供給・需要拡大支援事業による令和2年産在庫保管特別枠の支援策で、市場隔離の効果があるとされておりますが、水稻経営における価格や供給体制の安定に向けては、長期的な視点での農協と歩調を合わせた対応を基本としてまいりたいと考えてございます。

なお、低迷しているお米の消費拡大も重要であると捉えており、引き続き農協等の取組と連動した米の需要拡大に向けた対策を模索してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 一つひとつ再質問させていただきます。

1つ目は、経済対策の実施状況なんですが、私、何でこんなことを今ここで取り上げたかというと、やっぱりこういう状況で、もう年末を迎えるという、こういう状況の中にあって、これはせっかく頑張ってやるこういう支援策が、一日も早くやっぱり関係者の皆さ

んに届くということが大事だというふうに思っていて、そういう意味でお尋ねをさせていただきました。

せめて、飲食店の50%、これ大至急100%にして、今まだ私たちもお店に行くのにはなかなか抵抗があるような状況になっています。ですから、大変だろうと思います。これらを本当に100%やってもらいたい。何がネックなのかなということを改めて伺っておきながら、ぜひ早めに対応していただきたい。

それから、その他の事業も、中小企業のやつも、これも同様だというふうに思います。

さらにまた、4つ目の漁業関係でいえば、1月に入るということなんですけれども、これらもやっぱり年内、漁協の経理は分かりませんけれども、私ども農民でいえば、やっぱり年内に決算するという状況になっていますけれども、同じようなものだというふうに思うんで、やっぱりその辺は早めにできないものかなというふうに思いますが、改めてできないのか伺います。

それと、経済支援ということに関わって、これは第5回臨時会の中で、我が町は新たに、これは経済支援なんでしょうか、子育て支援なのか、私もよく分からぬまま、そうだねというふうに思っていたんですが、いわゆる5万円の給付ですね、これらのことと、こういうこれまでの我が町の対策の中でもこういう非常に遅々として進まない状況の中で、5万円の給付ができるのかという、それも年内進むんだろうかという、補正予算が上がらないとできないわけですけれども、そういうことも不安になります。それらの進行状況、どういう見通しなのかについて伺っておきたい。

あわせて、今、国のはうで突如、本当に自治体泣かせだというふうに思いますけれども、突如10万円の現金給付認めるぞということを言い出しました。大変これはいいような迷惑な話で、いろいろあると思っていますけれども、こういう状況についてどのように捉えており対応しようとしているか伺っておきたいというふうに思うところでございます。

まず、そのところでお伺いします。

公営住宅は次やればいいよね。

○議長（小坂利政君）　吉田経済建設課長。

○絏済建設課長（吉田直司君）　私のほうからは、先ほど、執行率50%に関して、何とか100%にという御質問に対してお答えさせていただきます。

議員の御指摘されている飲食店緊急事態措置影響緩和支援金交付事業になります。こちらのほうは、道の時短営業支援の対象外になっている飲食店の方に支援する事業になっており

ます。こちらのほう、道の時短の対象外になっている方の手続等をこちらの商工会さんと協力して窓口を設置して対応しております。こちらの事業以外も商工会さんのお力を借りしましていろいろな支援の対策をしております。

商工会さんからのお話の中でも、商工会さんの会員様、それから会員外の方も、かなり昨年度からうちの支援、行き渡っていると、よいお言葉をいただいているということを伺っております。残りの50%から少しでも上げていけるように、担当職員、グループも耳を傾けて、これからどんどん皆さんの支援に対して検討していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小坂利政君）　酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君）　漁業支援の関係でございますが、これにつきましては、4月1日から12月までの売上げにつきまして、前年度あるいは前々年度の状況と比較して20%以上売上げが減少しているといった場合に対象とさせていただいている組立てとなってございます。

売上げを確定した後、申請手続を取りまして、そして給付をしていくというような流れになってございまして、この申請手続におきましては、売上げをいろいろ日常からサポートしております漁業組合がこの事務手続、申請手続についても代行してやっていくというような流れになってございまして、手続、漁業者さんにあまり御迷惑をかけないような形で進めようというような形で考えてございまして、そういう意味で12月の売上げが確定していく1月中旬以降というような形の中で正式に申請を受けて、給付事務を開始していくということになってございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　詳しくは明日の全員協議会のときに御説明しようと思っていたところでございますが、議員のほうから、子育て世帯への臨時特別給付金、この取扱いでございます。

先ほどから出ていますように、ワクチンの前倒しもそうですが、揺れに揺れている毎日で、誰が迷惑するのかといったら、困っている人が迷惑するんですよね。この辺も含めて、既に町では5万円分は予算化しておりますが、ここは明日協議になります。全員協議会で、私の今の趣旨としては、一本筋を入れて10万円現金という形で年内、そういったことも含めて残りの5万円については専決処分をさせていただきたいなと思っているところでございます。

○議長（小坂利政君）　11番、北村議員。

簡潔にひとつお願ひいたします。

○11番（北村 修君） 今のところで、漁業支援のところ、漁業のあれですけれども、ししゃもが全く取れなかつたんだから、もう20%以上になるのははつきりしているんだから、もうはつきりしてやつたらいいんじやないかと思うんですけれども、それはそれで意見として述べておきます。

2つ目に、公営住宅に関わる問題でお伺いしたいと思います。

これまでの答弁と変わらない内容なんでございますが、この間、我が町として、福祉灯油において初めて生保収入を上回る形の基準という形で今回適用させました。非常にすばらしいことです。私は、やっぱりこうした対応を公営住宅の軽減に当たっても、今こそやるべきではないか、こういうときにこそやるべきではないかというふうに思うんです。

そこで改めて伺いますけれども、公営住宅に関わって、1959年に建設省が出した公営住宅を減免することができるよと、こういう条件がありますね。これはどのような内容だったか、今お答えできればお答えしていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでありますか。今、手元にないといふんなら、ないと言ってくれれば。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 公営住宅の減免でございますが、特別な事情が生じた場合、町長の定めるところにより、家賃の減免や徴収の猶予ができるという規定でございます。

今回の減免制度の拡大ということでございますが、コロナによる特別な事情も生じることもあるうかと思います。そこについて、減免ありきという形でなくて、相談に来ていただきたいというちょっと内容でございまして、そのところは役所のほうに家賃の納付等、また減免等につきまして相談に来ていただければ、その方とまた福祉部局と連携して、公営住宅の減免がいいのか、また、生保の道もあるのかと、そういうところでいろいろな相談をしたいかと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） いつもそういう御答弁なんですが、なかなかそれじゃ多くの人は相談しづらいというふうに思うんですよね。ですから、やっぱり一つの大筋をはつきりさせてあげる。今、僕が言った建設省が過去に減免の対象とできるよというふうに示した中に3つあるんですけども、居住者の収入が低額であること、それから入居者が病気になつたりした場合にだとか、それから3つ目には、入居者が災害により著しい損害、今は遠くになつた話なんだけれども、結局こういうことなんですよ。収入が非常に低額である、このこ

とは、そういう人たちが入るのが公営住宅だということですね。

この間、決算委員会で資料を出していただきました。そうすると、我が町の公営住宅に入っている75%の人たちが10万4,000円以下の第1分位なんですね。私はこういう人たちが低額者というんだと思っているんです。そうすると、75%ですよ。数にして300人以上、328世帯ということになるんですかね。そういう状況、私はこういうところにやはり今のような状況の中では軽減対策を取ってあげるということが大事だというふうに思って伺っているんですよ。

相談というふうに来てくれればと言いましたけれども、簡単に相談に行けるものではない。だから、やっぱり一定程度、こういう収入の方はこういう減免の対応になりますよということを制度化して、僕は知らせていく必要があるというふうに思っているんですけども、いかがですか、もう一度答弁お願いします。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 先ほども減免の話がございまして、議員がおっしゃるように、うちの条例の中で減免の規定というのも公営住宅法に基づいて規定をしておりまして、先ほど言われた病気になった場合ですとか、災害等に遭われた場合、また、著しく収入が低額である、そういうった場合ということで定められております。

その著しく低額ということでございますけれども、今、議員おっしゃられました第1分位の方が75%ぐらいいるということでございますけれども、公営住宅、もともと低額所得者用に造られているものでございまして、もともと公費が入って低額な家賃設定となっておりますし、なおかつ家賃の決定に当たっては、先ほど担当のほうも申しましたけれども、収入に応じた分位に応じた家賃区分というふうにもなってございます。そういうった中で、既にかなり収入に応じた減免された金額となっているところであります。

そういうった中で、さらに特殊な事情といいますか、著しく低額な人というのが規則の中でも定めておりますけれども、そこに書かれているのは、結局、生活保護水準を基準にしながらということでなっております。そういうった意味では、生活保護水準をある程度の一定の基準として、そこからどうなのかというところで検討されていかなければならないというふうに考えてございます。10万5,000円というのは所得であって収入ではないんですね。ですから、その方々皆が低所得者、高額所得者ではありませんけれども、収入基準に該当するものではないというふうに思っています。

それで、結局、その保護基準ということを考えていきますと、やはりどうしてもそこに保

護基準に出てきます資産の問題、また、車等の問題、そういったことを絡めていかなければ、条例で言う著しく低額な方という方には認定できないものというふうに考えております。

苫小牧市においても、そういったような基準の中で運営されているというふうにお聞きをしているところでございますので、ケースによってはそういうことも可能となりますので、先ほど担当が申し上げておりますように、個別に御相談いただければ、福祉部局とも相談しながら対策、対応を取ってまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 時間がなくなってきたやつたんで次にいきますけれども、今の関係で一言だけ、生保の関係でもおっしゃられて、資産、車とか何かの話もされました。しかし、今、国ですら、今度の福祉灯油の関係で、生保の皆さんの家庭であっても、それは該当させますというふうに言ってきてている。それはそのときにそういう車と資産等々の話も出される中で、そういう対応が出てきているんです。それらをひとつ十分検討していただきたいということを述べて、3つ目の国保税の引下げの問題に移りたいと思いますが、これ以上議論する時間がありませんので、2つだけお尋ねします。

やっぱりこういう中で、せめて、じゃ、引下げや軽減はできないにしても、傷病手当、これらなんかについては進めていきますよとなるんでしょうか。

それともう一つ、これまで我が同僚議員が述べておりました来年からの子どもの均等割、これを18歳までに拡大してはどうかというふうに言っておりましたけれども、せめてこういうような形で進むということにはなるのかという問題。

それから3つ目には、この後の漁業の問題でも農業もそうですけれども、加盟者の多くである自営業者の皆さん非常に減収等々に悩まされてきています。こういう場合に、やはり一つの対策として国保の軽減ということがコロナで令和2年にはありました。国のほうでありました。このような形で対応するということも一つの道だというふうに思いますけれども、そういう検討の考え方を含めてお伺いします。

○議長（小坂利政君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 私のほうから先ほどの質問に対してお答えさせていただきます。

傷病手当については、現行、既に制度化されているところでございます。給与収入のある被用者の方が4日以上休んだ場合に、その収入の3分の2を支給していく制度でございます

が、その制度はそのまま維持していき、令和3年度、3月31日まで進めていくところでございます。

均等割につきましては、現在、未就学児が対象となって半額というところで、来年度、令和4年4月から始まるべく、条例改正等は今後になるんですけれども、準備を進めているところでございます。18歳までというところについては、現在議論はしていない状況でございます。

すみません、あと自営業者のことについて……

[「減免」と言う人あり]

○町民生活課主幹（小坂僚介君） すみません、自営業者の方のコロナ減免についてでございますが、令和2年度、その前の年、令和元年度を基準として収入30%減というところで対象者がいたところでございますが、令和3年度、相談は数件あるものの申請がない状況でございます。

これについては、コロナ減免拡大という御質問、御意見かと思いますけれども、基本的に国保税所得割については、前年の収入に係る所得に対して所得割が課税されるところでございます。前年度の収入を基準として30%を超える減となる場合に対して適用される減免でございますので、それについては、所得が低い方については低い税率となってございましたり、7割、5割、2割の低所得者軽減というところに該当するかと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 国保に続いて、時間の関係で、漁業の問題で1つだけお伺いします。

私は、今の国保の関係でいえば、漁業なんかはそれに該当していくんだろうというふうに思っています。ぜひ少し広げた対応でお願いしたいなと思います。

漁業の問題で1つだけ、これからもいろんな支援をしたいということありますけれども、例えば、今、ししゃもはかなり難しくなってきてるんだけれども、今度ホタテのほうに今一つの活路を見いだそうとしています。これがうまくいけば、相当な水揚げが期待されるという状況があります。その場合に、水揚げに必要な船から陸に上げるクレーンの装置なんかが必要になる。そういうものに対する行政措置というのは考えられるかどうか伺っておきたいというふうに思いますが、それが一つ。

それから2つ目には、やはりそれら今の問題を含めて、このコロナ対策という点でいえば、今後、今、国のはうで1.2兆円の地方単独分という臨時交付金が出されてくるという話もあ

ります。 そうした状況の中では、どのようなことを今、町としては検討されておるのか、私はぜひ国保だとかそういうものにも使ってもらいたいなと思っていますけれども、町としてのそれらについての対応の考え方があれば併せて伺っておきたいと思います。

○議長（小坂利政君）　酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君）　漁業支援、具体的にホタテに係る機材、設備関係の支援が考えられないかという御質問でございますが、ホタテの稚貝放流事業につきましては、今年の春、そして明けまして3月、もう一度、今年度分の稚貝の放流が残されておりまして、今後また二、三年と継続をして放流していく予定となってございます。

その数量というのは、過去に大きな痛手を受けた放流事業規模から、現実路線としてリスクマネジメントをした上ででの数量ということで、ある程度、災害等があつて失敗した場合でも大きな痛手を受けないような形の中でそういう取り組みをしているところでございます。

今後の生育状況ですかといったものを見ながら、今後、必要なそういった資材関係ですか、そういうものの整備というのも漁協側のほうでいろいろ検討をなしていくものと考えてございます。

町といたしましては、都度、この間、今どういった対策を考えていって、そしてどういったものが必要なのか、その中で町に対して、あるいは支援要望という形でいただくこともございますし、また、町のほうから提案ということもこの間行なっているところでございまして、今後もこれに特定をするというようなことではなく、課題の共有をしっかりと図りながら必要な対策といったものを検討していくという考え方でおりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君）　栃丸総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君）　それでは、私のほうから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付に係る答弁をいたします。

去る11月19日に国のほうで閣議決定されまして、新しい追加交付金ということで、先ほど議員おっしゃられたように、補正予算で6.8兆円計上されてございます。うち地方単独分につきましては1.2兆円となってございまして、今後は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止だったり、人流抑制等の影響を受ける事業者、それから生活、暮らしへの支援、ウィズコロナ下で社会経済活動の再開による地方創生を図っていくため、地方の実情に応じて必要な事業を実施できるような内容となっております。

今現在、本町に幾ら配分されるかといった数字はまだ示されてございませんけれども、今

後、今やっている切れ目ないコロナの対策支援、経済対策、それから感染症対策含めて、今やっている支援の内容の効果を見定めた上で、今後どのような対策を集中的にやっていくのが望ましいのか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今述べられた臨時交付金が配分される見通しになっているようあります。これは、それぞれの自治体がどういう計画をつくるかということも関わっているようありますし、とりわけ私は、この地方単独分が1.2兆円というこの状況、これは我が町に何ぼ来るか分かりませんけれども、かなり自由度が高い内容になっているんですね。ぜひこれを有効に検討していただきたいということを述べて、最後の質問に入ります。

まちづくり計画の進捗等の関係であります。

これは先日、新聞報道もされました。11月30日付で総務省が20年の国勢調査の確定値として公表した中に日胆分が報道されました。その中で見ると、我が町が残念ながら一番人口の減少率が高かったという話なんですけれども、我が町としては、今年度、令和3年から、まち・ひと・しごと計画をはじめ、まち計に入っています。

ですから、今これらについて云々するのは早計だというふうには私も思っておりますけれども、しかし、この国勢で見れば、我々が思っていた以上にこの幅が広くなってきているという感じがするわけでございまして、今始まっている冒頭からこういう状況になっているという中で、町としてどういうふうな見解を持つのかなということを伺っておきたいし、これからこれらをばねにしてどうするのかということも大事じゃないかというふうに思っているので、質問をするものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず、いいですか。お話ししてよろしいですか。

まず、震災後の人口減少の状況につきましては、むかわ町復興計画におきましてお示しをしていますように、地震直後から約10か月間で290人もの人口が減少、震災前よりも人口減少が一気に加速したことは御承知のとおりでございます。

次に、震災時、約8,300人からこれまでの人口の推移でございますが、令和元年度の人口は7,952人、年間の人口減少数は333人、減少率で4%、令和2年度の人口は7,776人、年間の人口減少数は176人、減少率で2.2%となっております。年々人口減少のスピードというの

は、現在、落ち着きを見せ始めてきているところでもございます。

一方、本年11月30日に総務省が公表した令和2年国勢調査の人口は、令和2年10月1日時点7,651人、5年間で945人が減少、人口減少率は11%となっております。残念ながら、人口減少率におきましては、胆振日高管内市町村の中でワーストワンとなっております。ちなみに、全道の179のうちどのくらいかなといったところを探ってみると、ワースト41位となっているところでもございます。

この要因につきましては、平成30年の震災時の影響を大きく受け、震災直後に転出数が転入数を大きく上回る社会減が進んだことから、人口減少が著しく加速したと考えております。

なお、この社会減、生産年齢人口の15歳から64歳未満の流出が大きいところでございます。

このため、被災者の住まいの確保はもとより、住環境というのを充実させながら、地方創生の取組に努めてきたところでございます。これらの効果というのが、国調後であります、徐々に現れ始め、悪化していた社会減について、震災前よりもよい状況になりつつあります。

一方、自然減につきましては、依然として厳しい状況が続いていることから、健康寿命の延伸、子育て環境、教育環境の充実というのがますます重要になってくると捉えているところでございます。

これまで申し上げておりますように、人口減少対策には特効薬というのではありませんが、震災だとかコロナの経験というのを糧にした地方創生の取組、ここには関心人口、さらには関心人口から協働人口といった展開も含めた中でのこういった移住・定住の前の地方創生の積極的な取組を推進していくことが求められると考えているところでもございます。

今年度からスタートしております第2次むかわ町まちづくり計画におきましても、関係人口、そしてこの町にお世話になっております関心人口、こういった創出、拡大というのはもとより、地方創生プロジェクトを重点プロジェクトに捉えて取り組んでいくこととしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 述べられるとおりだなというふうに思うんですけども、私は人口減少は避けられないものだというふうに思っています。やっぱりまち計の中でもそういう立場の中で一つの目安をつくっています。そういう方向にひとつどうやって持っていくかということがこれから大きな課題だというふうに思っています。

我が町では幸いにして、私も驚きましたけれども、花岡の新たなお米を活用したデジタルを活用した企業、ここには地元の若者たちがたくさん今入っています。こういうよう

な企業が生まれてきている。こういうふうなこともございますし、また、今日聞きましたら、香山先生が我が町にいらっしゃる、こういうふうな朗報も聞きました。こういうことをもつて、町民の皆さんに本当にこれから一緒に頑張っていこうということをやっぱり発信していくということが大事だなというふうに思っております。

ただ、やっぱり計画ができたばかりであるけれども、こういう状況の中、これらの情報もきちんと町民の中に示していく。やっぱりそういう上での討議をしていくということが大事だというふうに思っております。

以上のことと述べさせていただいて、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小坂利政君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

散会 午後 4時40分

令和3年第4回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年12月15日（水）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 議案第65号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第 2 議案第66号 むかわ町立認定こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例を廃止する条例案
- 第 3 議案第67号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）
- 第 4 議案第68号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議員等提出事件

- 第 5 発議第 2 号 むかわ町議会会議規則の一部を改正する規則案
- 第 6 発議第 3 号 むかわ町議会傍聴規則の一部を改正する規則案
- 第 7 認定第 1 号 令和2年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第 8 認定第 2 号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 9 認定第 3 号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第10 認定第 4 号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第11 認定第 5 号 令和2年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第12 認定第 6 号 令和2年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第13 認定第 7 号 令和2年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第14 意見書案第13号 入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の撤回を求める意見書案
- 第15 意見書案第14号 石炭火力による発電量をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書案
- 第16 意見書案第15号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書案
- 第17 所管事務等調査報告の件
(総務厚生常任委員会)

(経済文教常任委員会)

(議会運営委員会)

(恐竜ワールド構想調査特別委員会及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員会)

第18 閉会中の特定事件等調査の件

(総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会)

(議会運営委員会及び議会広報委員会)

(胆振東部地震復旧復興調査特別委員会)

第19 議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程に同じ

議員等提出事件

追 加 意見書案第16号 令和4年度の米政策に関する意見書（案）

出席議員（11名）

1番 東 千吉 議員	2番 舞 良喜 久 議員
3番 山崎 満敬 議員	4番 佐藤 守 議員
5番 大松 紀美子 議員	6番 三上 純一 議員
9番 星 正臣 議員	10番 津川 篤 議員
11番 北村 修 議員	12番 野田省一 議員
13番 小坂利政 議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 竹中 喜之	副町長 渋谷 昌彦
支所長 齊藤 春樹	会計管理者 上田 光男
総務企画課長 成田 忠則	総務企画課 参事 大塚 治樹
総務企画課 参考事 戸嶋 英樹	総務企画課 幹事 柴田 巨樹

総務企画課幹 主	柄 丸 直 士	総務企画課幹 主	菊 池 功
町民生活課長	八 木 敏 彦	町民生活課幹 主	小 坂 僚 介
健康福祉課長	藤 江 伸	健康福祉課參 事	今 井 喜代子
健康福祉課幹 主	熊 谷 伸 一	健康福祉課幹 主	菅 原 光 博
農林水産課長	酒 卷 宏 臣	農林水産課參 事	高 木 龍一郎
農林水産課幹 主	藤 野 真 稔	経済建設課長	吉 田 直 司
経済建設課參 事	江 後 秀 也	経済建設課幹 主	梅 津 晶
経済建設課幹 主	佐 藤 琢	経済建設課幹 主	西 村 和 将
企画町民課長	石 川 英 育	企画町民課幹 主	長谷山 一 樹
経 済 恐竜ワールド 戦 略 室 長	加 藤 英 樹	経 済 恐竜ワールド 戦 略 室 主 幹	藤 田 浩 樹
経 済 恐竜ワールド 戦 略 室 主 幹	櫻 井 和 彦	国民健康保険 種別診療所事務 長	西 幸 宏
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	佐々木 義 弘
教育振興室長	田 口 博	生涯学習課幹 主	松 本 洋
選挙管理委員会事務局長	成 田 忠 則	農業委員会事務局長	東 和 博
農業委員会支 局長	高 木 龍一郎	監査委員	数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事務局長 今 井 巧 主査 酒 卷 早 苗

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第1、議案第65号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 議案第65号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案第65号をお開き願います。

この改正は、健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料1ページ、議案第65号資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

改正部分でございますが、第4条第1項中、出産育児一時金として支給する金額「40万4,000円」を「40万8,000円」に改正するものでございます。

議案書の1ページ、議案第65号へ戻っていただきたいと思います。

附則において、この条例は令和4年1月1日から施行し、施行の日前に出産した被保険に係るむかわ町国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号 むかわ町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第2、議案第66号 むかわ町立認定こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例を廃止する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

長谷山企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（長谷山一樹君） 議案第66号 むかわ町立認定こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例を廃止する条例案について御説明をさせていただきます。

議案書3ページ、議案第66号をお開き願います。

条例の廃止につきましては、現在、町立の認定こども園として運営しておりますさくら認定こども園が、令和4年4月1日から民営化され、法人運営の公私連携型保育所に移行することにより、町立認定こども園の設置条例が該当する施設がなくなることから、条例の廃止を行うものです。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定をいただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号 むかわ町立認定こども園の設置及び特定教育・保育の実施に関する条例を廃止する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号及び議案第68号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第3、議案第67号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）及び日程第4、議案第68号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題とします。

議案第67号及び議案第68号の2件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第67号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、各学校において新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底が求められている中で、学校教育活動を継続支援するために、国の補助金の追加配分を活用し対策を拡充するために係る費用、緊急事態宣言発令中に施設を休止した指定管理施設における減収分の補填費用、現在施工中であります3橋梁の長寿命化事業において、必要となる補修を国の補助金の配分を活用し追加する費用、町選挙管理委員会におきまして、町議会議員選挙が年度内に執行されることが決定されたことに伴い必要となる費用のほか、年度内の事務事業執行必要な費用を歳出に追加。

歳入につきましては、9月開催第3回定例会以降に採納いたしました寄附金につきまして、その活用に係る予算計上、また当初予算におきまして、令和4年度までの2か年度事業として議決をいただきましたししゃもふ化場整備事業につきまして、事業費総額及び事業期間の変更を行うための継続費の補正を行うものでございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出の総額に4,024万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ93億5,328万9,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正額の金額は、議案書6ページ及び7ページの第1表歳入歳出予算補正となってございます。

歳入歳出を補正する内容につきましては、別に配付してございます令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書により御説明申し上げます。

5ページ、歳出により、特定財源となる歳入につきましても併せて御説明申し上げ、その他の歳入の内容につきましては、歳出の説明後に御説明申し上げます。

2款1項1目40番、共通物品調達事務につきましては、本町は対外広報などを含め、可能な限り自町内で印刷を行っているところでありますが、昨年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症関連事務などに係る印刷物の増加により、印刷用紙調達料が増加している状況であり、年度内に必要となる用紙等調達費用に不足が見込まれることから、消耗品費を55万円追加するものでございます。

5目181番、胆振東部地震対策基金積立金につきましては、一般寄附金申出者の意向に伴い、後年度以降に活用するための3,000円、平成30年胆振東部地震災害義援金配分の終了に伴う剩余额1万1,000円を原資として積み立てするため、1万4,000円を追加するものでございます。

なお、義援金配分終了に伴う剩余额は、歳入の4ページ中段、20款雑入に記載してございますが、平成30年胆振東部地震災害義援金配分委員会におきまして、配分終了に伴う剩余额

1万864円の処分方法として、胆振東部地震対策基金に積み立てすることが決定されたことから追加するものでございます。予算編成の都合上、歳入歳出とも1万1,000円の予算計上とするものでございます。

6目225番のうち、地域情報施設管理運営事務（本庁）分につきましては、鵡川地区におきまして、新たにインターネットの利用に係る申込みがあったことから、光回線設備の増設に係る既存施設の修繕を行うため110万円を追加するものでございます。

9目300番、地域振興基金積立金の1万円の追加、306番、恐竜の卵基金積立金の30万円の追加につきましては、いずれも一般寄附金申出者の意向に伴い、後年度以降に活用を図るため積立金を追加するものでございます。

説明書6ページにお移りいただきまして、12目360番、町営バス等運行事業につきましては、町民の交通手段確保を図るため、株式会社道南バスが運行する日高沿岸線、平取苦小牧線バス運行に係る費用の一部を、協定に基づき関係自治体が負担しているところでございますが、令和3年度分の事業に係る本町の負担金の確定に伴い、204万5,000円を追加するものでございます。

14目410番、四季の館管理運営事務につきましては、供用開始から20年以上が経過し、突発的な設備故障が年々増加していることから、その状況の確認や今後の補修や修繕を計画的に実施していくための調査を現在行っているところでありますが、今年度は機械室内や温泉関係の設備に不具合が多く見受けられ、営業を継続するために必要な修繕が増加しており、年度内の費用に不足が生じる見込みであることから、500万円を追加するものでございます。

4項2目490番、町長・町議会議員選挙事務1,457万円の追加につきましては、令和4年3月が任期満了となる町長選挙に係る費用は当初予算で措置していたところですが、12月1日に開催されたむかわ町選挙管理委員会におきまして、令和4年7月に任期満了となる町議会議員選挙を町長選挙と同日3月15日告示、3月20日に投開票が執行されることが決定されたことに伴い、必要な費用といたしまして、候補者の選挙運動に係る物品及び選挙用のビラ証紙として消耗品費に28万6,000円、投票用紙印刷費用として11万1,000円、選挙ポスター掲示場作成及び設置費用として手数料に317万4,000円、当選証書に係る筆耕翻訳料に2万9,000円、選挙運動用自家用車等使用負担金に516万円、ビラ作成負担金に19万3,000円、ポスター作成負担金に561万7,000円を追加するものでございます。

7ページにお移りいただきまして、3款2項2目920番、こども園管理運営事務173万5,000円の追加につきましては、育児休業等を取得する職員の代替として会計年度任用職員

の採用に係る報酬102万9,000円及び社会保険料13万4,000円のほか、ホール及び通路の暗幕カーテンの生地が劣化により保育施設の使用に支障を来たしていることから更新する必要があるため、備品購入費に57万2,000円を追加するものでございます。

3目児童手当等支給事務につきましては、現在、児童手当を支給される方々には、毎年6月中に現況届を提出していただき、審査した上で支給しているところでございますが、受給者の利便性の向上及び市町村事務の簡素化の観点から、現況届の一括の届出義務の廃止に係る児童手当法施行規則の改正が行われたことに伴い、現在活用するシステムを制度改正に対応させるため改修する必要があるため、システム協議会負担金として31万3,000円を追加するものでございます。

なお、財源につきましては、全額国庫補助金でございまして、説明書3ページの中段、歳入14款国庫補助金に児童手当制度改正実施円滑化事業に係る子ども・子育て支援事業費補助金を活用するものでございます。

説明書は7ページの下段から8ページにかけて記載しております6款1項2目1540番、キャンプ場管理運営事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による北海道の緊急事態措置宣言発令の5月15日から7月11日まで、また8月28日から9月30日までの2度にわたり、施設の休止を余儀なくされたことに伴い、指定管理施設に係る利用料収入が減少したことを受け、それを補填する費用として委託料17万1,000円を追加するものでございます。

7款2項2目1640番、町道整備事業につきましては、現在、国庫補助金を活用し施工しております3橋梁の長寿命化事業におきまして、豊進橋、ハーモニー橋は最終年度を迎えることから、工事費1,133万6,000円を追加するものでございます。

なお、財源といたしましては、説明書3ページの中段に記載しております国庫補助金、地方道路事業費補助金654万8,000円、一般財源につきましては478万8,000円とするものでございますが、現在施工する3橋の補修工事につきましては、今年度の辺地対策事業債を活用していることから、今後、地方債の追加申請を執り進め、同意が得られた場合は、今後の補正予算で財源を振替する予定でございます。

説明書は8ページになります。

中段の4項1目1680番、都市計画一般事務につきましては、この後、歳入で御説明申し上げます採納のあった企業版ふるさと納税240万円を、現在策定中であります都市計画マスターープラン策定業務に充当することから、財源の振替を行うものでございます。

5項1目1750番、町営住宅維持管理事務につきましては、退居後の修繕を含め、昨年度に比べると修繕件数が増加していることから、年度末に必要と見込まれる必要費用として、修繕料を250万円追加するものでございます。

8ページ下段から9ページにかけてでございます。

9款2項1目1980番、小学校保健・安全対策事務の30万円の追加、事業番号1つ飛ばしまして、3項1目2060番、中学校保健・安全対策事務の20万円の追加につきましては、関連がございますので、併せて御説明申し上げます。

各小中学校における感染症対策の一層の徹底と継続が求められる中、教職員の研修支援や児童生徒の学習保障の取組を迅速かつ柔軟に対応するため、学校教育活動継続支援事業を活用し整備する備品費用として、1校当たり10万円を追加するものでございます。

なお、財源につきましては、事業費の2分の1が国庫補助金でございまして、説明書の中段、14款国庫補助金に記載しております学校保健特別対策事業費補助金、小学校分15万円、中学校分が10万円となっているものでございます。

説明書9ページにお戻りいただきまして、中段でございます。

2項2目2000番、小学校教材備品等整備事業につきましては、一般寄附金の申出者の意向に伴いまして、町内の小学校に図書を整備するため、購入費10万円を追加するものでございます。

続きまして、歳出で御説明した特定財源を除く歳入につきまして御説明申し上げます。

説明書は3ページをお開き願います。

10款地方交付税につきましては、普通交付税の算定が7月に終えているところでございますが、算定後的一部を本補正予算の財源とするため、2,500万円追加するものでございます。なお、予算額に対する確定額の差額につきましては、今後の予算の財源とするほか、同時に算定し確定してございます臨時財政対策債と合わせ、3月の整理予算で調整する予定でございます。

続きまして、下段でございます。

17款寄附金281万3,000円の追加につきまして御説明申し上げます。

まず、一般寄附金41万3,000円、4件の内訳について御説明申し上げます。

令和3年9月28日付でむかわ町松風一丁目24番地、公益社団法人苦小牧地方法人会むかわ支部長様・穂別支部長様から、鵠川中央小学校、宮戸小学校、穂別小学校の図書購入費用として寄附の申出があり、10万円を採納したところでございます。

なお、この寄附金の活用につきましては、先ほど御説明申し上げました歳出2000番、小学校教材備品等整備事業で今年度中に活用させていただきます。

続きまして2件目でございます。令和3年10月6日付で、東京都港区南青山一丁目15-18、株式会社ドリームスタジオ様から、恐竜を生かしたまちづくりでの活用に対し寄附の申出があり、30万円を採納したところでございます。この寄附金につきましては、寄附者の意向に併いまして、本補正予算306番、恐竜の卵基金に積み立てし、後年度以降の活用を図らせていただきたいと考えております。

3件目でございます。令和3年10月18日付で、大阪府堺市堺区大仙中町12-1、大阪府立堺工科高等学校定時制の課程様から、胆振東部地震の災害復旧事業に対し寄附金の申出があり、3,000円を採納したところでございます。この寄附金につきましては、寄附者の意向に基づきまして、本補正予算181番、胆振東部地震対策基金に積み立てし、復興事業に活用させていただきたいと考えております。

4件目でございます。令和3年11月9日付で、匿名希望の方から、地域振興での活用に対し寄附金の申出があり、1万円を採納したところでございます。この寄附金につきましては、寄附者の意向に基づきまして、本補正予算300番、地域振興基金に積み立てし、活用を図らせていただきたいと考えております。

続きまして、指定寄附金240万円、4件の内訳につきまして御説明申し上げます。

1件目につきましては、令和3年8月2日付で、札幌市中央区北五条西10丁目5番1号、株式会社岩見田・設計、代表取締役、山崎信男様より30万円。2件目は、令和3年8月4日付で、札幌市中央区大通西25丁目4番18号、東日本設計株式会社、代表取締役、石川孝二様より100万円。3件目は、令和3年8月5日付で、札幌市東区北25条東12丁目1番12号、株式会社帝国設計事務所、代表取締役、足立一郎様より10万円。4件目が、令和3年10月15日付で、札幌市東区北19条東一丁目1番1号、株式会社中山組、代表取締役、中山茂様より100万円。それぞれむかわ町まち・ひと・しごと創生活用事業、企業版ふるさと納税に係る寄附の申出があり採納いたしました。

寄附金の対象事業は、地域再生計画の基本方針から安心・快適な生活環境をつくる事業でございまして、今後、安心・安全かつ快適な環境の下、まちづくりを推進するため、魅力ある空間や拠点の形成を図る目的で策定しております都市計画マスターplan策定業務の財源として、歳出の事業番号1680番、都市計画一般事務に充当し、活用させていただきます。

説明書3ページ下段から4ページにかけ記載しております18款財政調整基金97万1,000円

の追加につきましては、本補正予算で追加するもののうち、新型コロナウイルス感染症対策に関連する費用として事務事業の財源として追加するものでございます。

歳出事業の内訳としましては、40番共通物品調達事務55万円、1540番キャンプ場管理運営事務17万1,000円、1980番小学校保健・安全対策事務に15万円、2060番中学校保健・安全対策事務に10万円としているものでございます。

最後に、19款繰越金433万8,000円につきましては、本補正予算の歳入歳出の財源を調整するため追加するものでございます。

次に、議案書5ページにお戻りいただきまして、第2条継続費の補正につきまして御説明申し上げます。

説明の都合上、議案書は8ページ、議案説明資料3ページ、ししやもふ化場整備事業（継続費補正）の概要をお開き願います。

議案説明資料3ページ、1の補正の理由、また3のその内容につきまして御説明申し上げます。

現在、議決をいただいております整備事業費6億4,642万2,000円から1億2,234万3,000円追加し、事業費総額を7億6,876万5,000円とするものでございまして、併せて事業期間を、令和3年度、令和4年度の2か年度の予定から、令和5年度までの3か年度に延長するものでございます。

次に、2の変更の概要につきましては、事業に係るものといたしましては、土木建築工事における施工費・資材費の上昇のほか、取水管理機能及び河岸部、取水放流口の監視機能の強化、そして期間に関わるものといたしましては、冬季施工を予定しておりました外構工事の年次を変更する内容となってございます。

事業のスケジュールにつきましては、4に記載のとおりとなってございますが、ししやもふ化場の供用開始につきましては、当初の予定どおり令和4年11月を予定するものでございます。

以上で議案第67号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第68号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

本補正予算は、国民健康保険事業勘定補正予算（第1号）でございまして、令和2年度の事業確定に伴う北海道保険給付費等交付金のうち、普通交付金の精算に要する費用を追加す

るものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額に11万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億2,361万3,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正額の金額は、議案書10ページ、第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正となってございます。

歳入歳出に補正する内容につきましては、別に配付してございます令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ、歳出により、3ページ、歳入を併せて御説明申し上げます。

8款1項1目負担金等償還金につきましては、令和2年度北海道保険給付費等交付金、普通交付金分の事業におきまして、所得の構成によって高額療養費自己負担限度額が変更となる事案により、交付済額より確定額が減少したことに伴い、償還金に11万4,000円を追加するもので、財源は3ページ、歳入に記載のとおり、前年度繰越金とするものでございます。

以上で、議案第67号、第68号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第67号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書、別冊事項別明細書5ページから9ページまでの3、歳出全般について質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 6ページの410、四季の館管理運営事務なんですが、遊水プールが12月1日から3月31日までの4か月間休止するということが掲示されています。なぜなのか、どうして休むのかについて伺いたいのと、あまりこれから聞く機会がないと思いますので聞かせていただきますけれども、鈴木章の記念ギャラリーがあるんですけども、そのビデオ放送設備がその後どうなったのかと、それから先日恐竜の行事がありましたよね。そのときにたくさんの方が見えていましたけれども、そういった際に、ギャラリーにも足を運んでいただけるような取組があってもいいのではないかなどという気がしましたので、やはりある施設を有効に活用して知っていただくという取組が欠かせないことだと思うんですけれども、

その辺についての考え方をお聞かせください。

それと、次の490番の町長・町議会議員選挙事務のことなんですが、町議員選挙についてはいろんな部分が公費負担になるということなんですねけれども、選挙は3月ということで、もうあまり期間がないわけですし、より多くの皆さんに、例えば立候補したいというふうに思っているかもしれません。それで、具体的にどういったものが公費負担になるのかというあたりを、広く公表していくことが大事だと思うんですね。それもできるだけ早くすることが必要だと思うんですけども、その辺の考え方について伺います。

○議長（小坂利政君） 今の質問の中身で、鈴木章さんのギャラリーの関係については、修繕費とちょっと離れておりますので、答えられる範囲で答弁をお願いしたいと思います。

吉田経済建設課長。

○経済建設課長（吉田直司君） 私のほうから御説明させていただきます。

まず、12月1日からプールが休業されているという部分に関しまして、再度ちょっと確認してお答えしたいと思います。

あと、鈴木章記念館に関しましては、毎年12月下旬から1月にかけてレプリカのメダル等、鈴木先生のほうと連絡を取ってお借りして、また展示する、そういうような作業は継続して続けております。議員御指摘のほかのイベント等で来られたお客様を、何とか鈴木章記念館のほうにも誘導するよう何か方法がないかという意味かと思われますが、今後そういう動線をどのようにしていくかを内部で検討していきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私から、選挙の関係についてお答えをしたいと思います。

今、補正予算ということで提案をさせていただいております。これが可決後、速やかに町民の方に、やはり議員がおっしゃるとおり周知のほうをしていきたいというふうに考えております。具体的には、町のホームページはもちろんですけれども、12月末に発行する新年号の広報、ここにまた分かりやすく折り込みをして、今、公費負担の部分もお話ありましたけれども、自動車の借り上げだとかポスター、あるいは選挙用ビラ、これが公費負担というふうになってございますので、この点も分かりやすく解説を入れながら広報してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 四季の館の遊水プールなんですねけれども、協定書もちょっといただいて読んでみたんですけども、施設の管理運営ということで指定管理ということはされて

いるんですけども、どうして町側が知らないのか、休むということを。ちょっと受付の方に聞いたら、よく分からんんですね。整備がどうのというんですが、整備するのに4か月もかかるわけないしなとか、その辺がよく分からん。分からぬで掲示だけされていると。そういうことが町側と協議しないでできるのかというところが、ちょっと私には不思議だなというふうなことで。

結局、冬休みに入るわけですし、小さい子たちが入る遊水プールです、浅いほう、温かいほう。だから、あそこはやはりコロナの関係で燃料費が高くて休むのか、もうともかく分かんないですよね。

その辺、ちょっとやっぱり早めに調べて知らせてほしいと思うんです。前にも申し上げました、原課のほうへ行って。休むんだけれども、どうなっているんだろうねということはお話を通してありましたよ、私は。

それで、そういうことは、やはり先ほども申し上げましたけれども、ある施設を有効に活用していくということが、そういうただ指定管理に任せておくんじゃなくて、やっぱり町としても、町の持ち物なんですから、そういうことも含めて、やっぱりきちんと活用する方策というのを考えていかないと駄目なんじゃないかなと思って申し上げています。

それと、ただ鈴木章記念ギャラリーなんですけれども、あそこ入ったら何人かカウントされるのがありますよね、そういう装置が。だから、そういうこともやっぱりあらゆるところで知らせながら、こんなふうにギャラリーで今やっていますよということも、町民の中にも周知していくということも必要だというふうに私は考えて申し上げているんです。いかがですか。

○議長（小坂利政君）　吉田経済建設課長。

○経済建設課長（吉田直司君）　今の御質問の内容に関しまして、四季の館の遊水プール、こちらのほうは指定管理のほうとちょっと確認いたします。

あと、鈴木章記念館に関しましては、議員御指摘があります、ふだん土日もほかのところのエリアには町外からのお客様がいっぱい来ておりますが、そこへどう鈴木章先生を皆さんに知っていただけるかという工夫、今後内部で勉強していきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小坂利政君）　5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君）　いろんな教育的な学生への支援とかやっていますけれども、教育長に申し上げたいんですけども、やっぱりそういうせつかたくさんのお金をかけてつくっ

ているわけですから、教育的な観点からも、どういうふうな活用をしたらいいかということも併せて検討していただけたらなというふうに思っているんですが、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 学校教育では、社会科副読本ですとか、あと鈴木章基金のほうで、今はできていませんがオーストラリア派遣、それと平和教育で広島派遣、そして大学・専門学校の進学等の奨励金とか、そういった部分ではいろいろ各学校に通達しておりますし、鈴木章先生の功績をたたえるような仕組みを常日頃考えております。より一層、鈴木章先生の功績が伝わっていくような仕組みに私たちも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 2つほどお伺いします。

1つは、歳入のところでの寄附の説明を細かくされました。ありがとうございます。

その中で、ちょっと気になったんですけれども、中山組というのは、本町の予算とは関係ないとは思っているんですけども、これは川東で工事やっている業者ですが、そういうところだなというのが分かりました。そのほかにも設計業者というのが出たように思うんですけども、それについては、本町とのこれまでの事業発注等々の関わりはあったのかどうかというようなことについて、そういう類種もほかにあるのかということも含めてお伺いしておきたいというのが1点です。

それから2つ目には、この継続事業補正に関わってお尋ねをいたします。これは……

○議長（小坂利政君） 継続事業費、後から予算書でもう一回出ますので、そのときやってください。

渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 寄附を受けている設計会社でございますけれども、本町の指名に入っている業者でございます。

あと何かありましたか。関係ですか。

[「これまではどうだったのか」と言う人あり]

○副町長（渋谷昌彦君） 受注実績はございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、1ページから4ページまでの1、総括、2、歳入全般について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり5ページから8ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正、第2表継続費補正全般について質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 大変失礼をいたしました。

ここで、このやつについては補正を1億2,200万ほどするというのが1つで、従って期限も延ばすぞということになっているんですけども、この期限を延ばすから補正の歳入については次年度ということになるのかなということを確認させていただきたいというのが1つでございます。

それから2つ目には、完成が5年10月予定ということで、供用開始が4年11月ですということになっていて、完成前に供用開始をするということなんだろうというふうに思うんですけども、そういった中で、事業自体がどこまで、完全な形で事業は実施すると。ただ、外構については、その間にはできていないんだと。少しでも早めるためにこういう措置を取ったんだというふうに解釈してよろしいのかということを、まずお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 今、御質問がありました1つ目の事業費補正と歳入の関係について御説明したいと思います。

私、先ほど議案説明資料のほうを重きに置いて御説明申し上げたところですが、議案書の8ページをちょっとお開きいただきまして、こちらのほうに現在の事業費及び令和3年度、令和4年度の年割額、右に移っていただきまして、今回事業費を増額することに伴いました追加後の事業費及び令和3年度から、こちらは今度は令和5年度までの年割額を記載しているところでございます。

事業費総体につきましては1億2,200万ほど増加しますが、今年度の予算で財源が変わります令和3年度事業につきましては年割額の変更はなく、議決いただいている予算の範囲内の執行となります。増額する事業費につきましては、令和4年度で8,200万ほど、令和5

年度が4,000万ほどとなっております。これらにつきましては、当該年度の次年度以降の予算の中で、歳入財源を確保しながら執行していくことになります。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 私のほうから、年度が延びることと、また外構工事の関係についてお答えいたします。

ししゃもふ化場、11月に水利権が取れまして、それでこれから河川のほう、また年が明けてからは建築工事を進めていく中で、最終的に令和4年10月に完成するというところでは、結構きつい工程で進んでいっております。

そこで、まず令和4年10月までに施設を完成させて、ししゃもの親を入れて産卵するというところを進めた中で、外構、外回りの舗装の関係なんですが、これが冬期間にかかる。また、そこでししゃもの卵を入れますので、音とか振動とか、それが発生することでちょっと影響を与えるのもまずいかと考えまして、それは令和5年の事業にスライドするという形で、今回年度の変更をしているところでございます。

それで、施設の供用としましては、外回りの外構はまだ完成に至っていないんですが、ししゃものふ化の作業自体は、もう11月から始まる形での工程で現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 分かりました。

それで、11月から供用開始ということは、秋に親魚を確保して、そしてふ化に入るわけですからけれども、春までということなんですね。そうすると、完成予定は10月ですけれども、春の、4月ぐらいになるんでしょうか、そのぐらいには放流をしなきやならないという話になると思うんですけども、その場合に、私のイメージは放流は導水管をもって放流するのかなというふうにイメージを持っているものですからお聞きするんですけども、そういう場合の事業についても、ちゃんとそれは供用開始と同じように、そこまでやっているぞということで捉えてよろしいんでしょうかというのが1つ。

それから、これはちょっと今からそんなこと考える必要もないし、そんな心配しちゃいけないと思っているんだけれども、今年のような状況になったら、ふ化する親魚そのものが容易に我が町では確保できないという場合が出てきそうな雰囲気、今年のような状況が続けばですよ。こうした場合に何らかの、せっかく造るわけですから、ほかから持ってくるという

ような状況も検討していく必要もあるんじゃないかと思うんですけれども、そういったことについてはどんな議論になっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 今年度から進めていきますししやもふ化場に関しましては、令和4年10月までの供用開始に至りましては、取水口、放流口も整備しまして、ふ化に関しましては支障のない形での施設の整備を進めていく形でございます。残り、外回りの舗装は、供用開始後でもできるというところで、年度をスライドさせる形で考えております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 議員御指摘のとおり、ししやもの遡上、漁獲量の部分で、確保できる卵の数というのは、やはり予定している満足な確保が難しい事態というのも今後想定されるところでございます。

他からの確保ということも検討、視野には入れているところではございますけれども、現在、全道的な不漁というものの中で、そういったものもままならない状況も想定されておりますが、今後の確保の部分については、そういった外部からの確保も視野に入れた中で、その他の方法についても、管理主体となる漁協のほうと検討を重ねてまいりたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今の関連なんですけれども、1億2,234万3,000円ぐらい増えているということなんですが、資材費の上昇等が変更の概要の中にあるんですけども、具体的にどの部分がこれだけの予算を増やすことになっているのか、もうちょっと詳細が分かったらいいんですけども。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 今回造るししやもふ化場なんですが、造りがコンクリートではなくて鉄骨構造でございまして、今、資材の中で、原油高で油の上昇による施工費の上昇という形もあるんですが、鉄の上昇が資材の上昇に関しましてかなり上がっているところでございます。主要資材を占めます鉄骨構造、そこで施設としては予算を決めていった中で、鉄骨の価格を決めていったんですが、ちょっと想像を超える単価、資材の上昇というところで、今回補正を組んでいる形でございます。

また、水利権の取得に関しまして、水を取るんですが、決められた量以上の水は取れない。そこは開発局に結構厳しく指導されますので、そういったときのポンプの異常という形の監視の強化という形は条件としてはつけられておりますので、その監視の強化という形も、今回の変更概要としましては追加している形でございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君）ほかに質疑ありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君）ししゃもをふ化した後に、帰ってくる、いわゆる回帰したときの遡上の効果等についてもお伺いしてもよろしいんでしょうか。議案外になるか。

ふ化場を建設して、そして……

[「それは関連で答えられる範囲ですのでどうぞ」と言う人あり]

○1番（東 千吉君）昨日も一般質問させていただいたんですけども、河口はどうしても潮の流れによって変わってくるんですね。導水管で今ふ化したししゃもを流すと言いました。流していくって、そして1年子、あるいは2年子が遡上するときに、川の形が変わっていて遡上率に影響があるのではないかというふうに私は思っているので、その辺についての質問はいかがなんでしょうか、駄目なんですか。

○議長（小坂利政君）このふ化場とは関係ないんですが、ふ化ということに関連して、答えられる範囲で。

酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君）今回のふ化場の設置の目的については、限られた資源の中で安定した中でのふ化環境を再現するという形の中で、人工的に河川環境を再現し、そこで災害等の外的要因の影響を極力少なくする中で、安定した卵からふ化させていくというものを再現していくというような形で、資源増殖を期待するものでございます。

ふ化場そのものが河口の部分のその動きといったものと運動したものではございませんので、なかなかその部分では、ふ化場の中でお答えできるところではございませんけれども、少なからず、ふ化後、それが海に一度降下し、そしてまた数年後、産卵のために戻ってくるという中では、当然自然環境の中での海、川含めて、そういったもろもろの部分が影響するものと考えてございますので、そういった治験というのも、今後、試験場、漁協などの研究の取組などの蓄積した中で、様々な漁獲、あるいは増殖関係の部分に反映できるよう努めていきたいというふうに考えてございますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第67号の質疑を終わります。

次に、議案第68号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書（保険事業勘定補正予算第1号）、事項別明細書の全般について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり9ページ及び10ページの予算総則、第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第68号の質疑を終わります。

これから議案第67号及び議案第68号の2件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第67号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第67号の討論を終わります。

次に、議案第68号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第68号の討論を終わります。

これから議案第67号及び議案第68号の2件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第67号を採決します。

お諮りします。

議案第67号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号を採決します。

お諮りします。

議案第68号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第5、発議第2号 むかわ町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

4番、佐藤 守議員。

○4番（佐藤 守君） 発議第2号 むかわ町議会会議規則の一部を改正する規則案について提案理由を御説明申し上げます。

議員等から提出のあった事件の1ページ及び2ページをお開き願います。

本件は、議会活動と家庭生活等を両立支援するため、議会への欠席事由を整備し、また議会への請願手続について押印の義務づけを見直すとともに、会議におけるタブレット型端末の運用に際し、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、2ページを参照願いたいと思います。

まず、第2条において、欠席の事由を明確にするとともに、第89条において、請願における押印の見直しを行うものであります。また、第103条の2及び第107条において、町から貸与されたタブレット端末の会議での使用を可能とするものであります。

以上、提案理由を申し上げますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由の説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、発議第3号 むかわ町議会傍聴規則の一部を改正する規則案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

4番、佐藤 守議員。

○4番（佐藤 守君） 発議第3号 むかわ町議会傍聴規則の一部を改正する規則案について提案理由を御説明申し上げます。

議員等から提出のあった事件の3ページ及び4ページをお開き願います。

本件は、傍聴人の個人情報保護の観点から、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、傍聴の手続に際し、「傍聴人受付簿」から「傍聴人受付票」に改めるものであります。

以上、提案理由を申し上げますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由の説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、 採決

○議長（小坂利政君） 日程第7、認定第1号 令和2年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第13、認定第7号 令和2年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、第3回定例会において、令和2年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託をしていたものであります。

このたび審査終了に伴い、お手元に配付のとおり、委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長から審査の経過と結果について報告を受けたいと思います。

山崎委員長。

○決算審査特別委員長（山崎満敬君） それでは、令和2年度むかわ町各会計決算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

令和2年度むかわ町一般会計ほか3特別会計及び3事業会計の決算審査については、令和3年第3回定例会において設置された本委員会にその審査が付託されたものであります。

本委員会は、9月15日開催の第1回委員会において審査の方法及び審査日程を協議した結果、審査の方法については、審査を有効かつ円滑に進めるため事前に審査事項を取りまとめることとし、審査日程については、10月26日から10月28日までの3日間と設定しました。

なお、審査事項を取りまとめた結果、一般会計歳入で6項目、歳出で37項目、国民健康保険特別会計3項目、後期高齢者医療特別会計1項目、介護保険特別会計4項目で、合計51項

目となり、審査日程を10月26日及び10月27日の2日間とし、説明員として所管課長等の出席を求め、内容及び対応状況並びに行政効果等について説明を受け、また審査最終日には渋谷副町長にも出席をいただき、7会計の決算について意見交換を行い、決算に関わって委員からは次のような趣旨の意見が述べされました。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響で小中学生の生活リズムの乱れや、歯科受診の低下により口内衛生環境の乱れたことに対し、より一層の啓蒙と対策を強化されたい。

また、低所得者層の負担軽減のため、介護保険給付費準備基金を活用すべきである。

胆振東部地震、新型コロナウイルス感染症により疲弊した町民との向き合い方を網羅し、町民がまちづくりに能動的に参加できる方策を発信してほしい。

令和2年度で終了したハートフル事業については、需要の増加など大きな効果が見られたことから、継続を検討すべきである。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、町民の命と暮らしを守る対応に迫られる中、地方創生臨時交付金の適切な執行が行われたが、予算の一部繰越し、PCR等の社会的検査など、適宜に執行が必要なものが執行されないなど課題も見受けられ、また町民の暮らしが大変な中、様々な公共料金において、法に基づく積極的な軽減措置など、住民に優しいまちづくりへの工夫も努めるべきである。

以上のような意見を踏まえ、副町長から次の趣旨の考え方方が述べされました。

令和2年度は、復興具現化元年として、復興に向けた議論を本格化する重要な年と位置づけスタートする予定であったが、新型コロナウイルス感染症防止対策及び経済対策など、11回に及ぶ補正予算による様々な対策を講じなければならない1年であった。

決算額は2年連続で100億円を超え、コロナ禍、震災関連による特別財源の割合が高い一方で、町税や普通交付税の増加により、経常収支比率は中長期財政フレームで設定する90%となった。

一般財源には限りがあり、行財政改革や収納業務における公平な観点からの適切な滞納処理等、行政サービスの低下を招かないよう取り組むとともに、本年、被災施設の復旧が全て終了予定であることから、今後はまちなか再生を含め、復興に向けてシフトするとともに、心のケアに注視が必要と考える。

決算特別委員会でいただいた意見は、次年度予算編成の中で生かせるものは生かしたい。

以上、説明聴取、質疑及び意見交換の後、令和2年度に係る一般会計ほか6会計を採決した結果、いずれも認定することに決定いたしました。

審査に当たりましては、説明資料の提出等に御配慮いただいた町理事者をはじめ、各課長及び関係職員各位に対しまして心から感謝を申し上げ、委員長報告とさせていただきます。終わります。

○議長（小坂利政君） 委員長報告が終わりました。

ほかの委員で補足発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） ほかになしと認め、委員長報告を終わります。

これから委員長報告の審査の経過及び結果について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終了いたします。

次に、認定第1号から認定第7号までの7件について討論を行います。

討論は一括して行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和2年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第7号 令和2年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を採決します。

採決の順番は認定番号順とします。

初めに、認定第1号 令和2年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件を採決します。
お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和2年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第3号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第4号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号 令和2年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 令和2年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和2年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件を採決します。お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 令和2年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第7号 令和2年度むかわ町病院事業会計決算に関する件を採決します。お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものであります。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 令和2年度むかわ町病院事業会計決算に関する件は認定することに決定をいたしました。

◎意見書案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第14、意見書案第13号 入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の撤回を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

3番、山崎満敬議員。

○3番（山崎満敬君） 入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする政府方針の撤回を求める意見書（案）でございます。

事前に資料が配付されておりますので、要点を申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

本年8月2日に開催された閣僚会議において、重症患者や重症化リスクの高い方以外は自宅での療養を基本とする方針を発表し、各都道府県、保健所設置市、特別区宛てに通知をい

たしました。

このような中、自宅療養中の患者が死亡する事例も発生しております。

政府においては、入院治療の対象者の重点化及びそれ以外の患者は自宅療養を基本とする対応を可能とする方針を撤回するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第15、意見書案第14号 石炭火力による発電量をゼロとする目標年限を表明することを求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

○11番（北村 修君） 意見書案第14号について、簡単な趣旨説明をさせていただきます。

気候変動の問題が世界的な問題となって、我が国でもSDGs等々で各自治体を含めて大きな取組になっています。この間、北海道では、2016年に4つの台風が同時期に来るとい

う状況になって大被害をもたらしたというようなことから、各地でこうした取組が進むきっかけになっているものでございます。既に全国の35都道府県、300近い市町村等々で実質ゼロを目指す取組が行われてきているところでございます。

この本意見書は、ゼロを目指すというふうに政府は言っているわけでありますけれども、その目標年次を示すことが必要ではないか、そういうふうなことを表明していただきたいということを求めていた意見書でございます。

中身を読んで説明に代えます。

2030年度のわが国の温室効果ガス削減目標について、政府はこれまで、2013年度から26%削減することを目標としてきましたが、本年4月、新たに46%削減する事を目標に掲げました。

その実現に向けたエネルギー政策の進むべき道筋を示す「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の電源構成について、石炭火力発電の比率は19%と明記しました。

しかしこの計画で言及しているように、石炭火力は化石燃料の中でもCO₂排出量が大きいことから、たとえ熱量当たりの単価が低廉で安定的な供給が見込まれるとしても、その活用は昨年10月の「2050年カーボンニュートラル」宣言と矛盾するものであると考えられます。

また国連は先進国に、2030年までに石炭火力発電を段階的に廃止することを求めており、第26回国連気候変動枠組み条約国会議（COP26）では、石炭火力を廃止する事などを盛り込んだ声明に46か国が賛同しました。

世界的にも石炭火力発電を削減する取り組みが進められており、わが国でも石炭火力発電の活用方針を改めることが求められています。

よって政府においては、温室効果ガス排出量の削減をより一層進めるため、石炭火力による発電量をゼロとする目標年限を表明するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書とするものであります。

どうぞ御審議、御決定の上、よろしくお願ひをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 私のほうから、反対をいたす宣言の中で意見を説明させていただきたいと思います。

この温室効果ガスについては、一番取つかかり、時系列で話をしますと、97年の京都議定書に始まっております。これは先進国の会議でございました。その後に、6年前のパリ協定、これで発展途上国の温室効果ガス削減の協議もされたところでございます。そして、意見書にありますとおり、先般のCOP26で、全体像として2050年にゼロカーボンを目指すという話になっている状況だと思います。これが世界の関係で、日本の中では、この電力等にまつわるエネルギーの再生の中では、原発ゼロを最優先事項として今日に至っていると記憶をしております。

そんな中で、国民のエネルギーを調達する、また経済を安定化しながら持続していくという部分の中では、今の段階では火力発電に頼るしかないという現実状況を踏まえて、反対いたします。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 趣旨説明の中でもありましたけれども、2016年、北海道の歴史上初めて4つの台風が上陸をして、その影響で93河川も氾濫したと。さらには、近年では干ばつや、本当に赤潮発生や大雪山の永久凍土の消滅の危険にもさらされているという実態があります。

気候危機は地球と人類の存亡がかかった重大問題と考えています。気候変動と被害は深刻になっていて、未来を生きる子どもたちの地球環境が一体どうなっているんだろうと、災害の報道を見るたびに私は思っています。先日もアメリカで大規模な竜巻による被害が報道されておりますけれども、とても悲惨な状況になっています。

石炭火力発電量をゼロとする目標年度をやっぱりきちんと示した上で取組を進めるということを政府にしていただきたいという立場から、賛成といたします。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（小坂利政君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

◎意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第16、意見書案第15号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

3番、山崎満敬議員。

○3番（山崎満敬君） 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書（案）でございます。

これも事前に資料が配付されておりますので、要点を申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、保健所の機能を抜本的に改善する必要性があり、政府は2年間で900人を増やすとしています。これだけでは現場の実態に即したものとはなりません。

さらに、保健所は健康危機管理の拠点であり、感染症だけでなく、毎年のように発生している地震・水害などの災害時にも対応しなければなりません。

国においては、現瞬間のコロナ対策、今後の感染症拡大や災害を想定し、備えのできる保健師等の増員・保健所機能の強化を図るよう、これまでの方針を抜本的に転換することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（小坂利政君） お諮りします。

先ほど、北村 修議員ほか3名から、意見書案第16号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1号として議題にいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

意見書案第16号を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定をいたしました。

◎意見書案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 追加日程第1、意見書案第16号 令和4年度の米政策に関する意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

○11番（北村 修君） 意見書案第16号につきまして、議員の皆さん方の温かい御配慮、心から感謝を申し上げたいというふうに、まず最初に申し上げます。

この意見書案、急な形になったわけでありますけれども、皆さんも今議会でもいろいろ御意見をいただきましたように、今、農業をめぐる情勢の中で、米の問題が極めて大きな課題

になっております。米の余剰問題でございます。そのことによって生産者米価が大幅に下落すると、こういう緊急事態の中にあって、それらに対する対応をどうするかということが中⼼的な課題になっていたわけでございますけれども、昨今、その中で政府が出してきた内容によりますと、来年度、令和4年度以降の米対策に関わって、これまで特に北海道では大きな影響があった産地交付金をはじめとする農業交付金等について、大きな見直しをかけるというような事態が報道をされてきました。これによって、農業団体が大きな衝撃を受けて、それらに対する対応を図るということから、関連する2つのJAから要望が出されたものでございます。よろしく御審議をお願いしたいというふうに思います。

一つ、二つ例題を、本町に関わって申し上げれば、鶴川地区では、例えば今出されている産地交付金が、牧草であれば5年間水張りをやらないと、現在3万5,000円でございますけれども、それを1万円にするという内容になっているようでございます。このままで推移しますと、牧草だけでも2億円がむかわ町から減収となるというとんでもない事態を招くことになります。

したがって、これは大変なことだということで、急遽お願いしたところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ここに書かれておりますように、政府においては、現在、令和4年度農林水産予算編成に伴い、水田活用の直接支払交付金を含む米政策の見直しを行っております。

北海道の各地域には昭和40年代から主食用米の生産調整に自ら取り組み、その地域の特色や気候に合った作物を選択し作付転換を行い、主食用米の需給安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めて参りました。

今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しは、主食用米の需給のみならず、飼料用米や小麦、大豆、牧草等といった転換作物の需給にも影響を及ぼし、営農計画や地域農業振興計画の大きな変更も迫られるなど、水田・酪農経営へ及ぼす影響は計り知れないだけでなく、このことにより、離農が増加し農家戸数の減少、地域の崩壊に繋がりかねません。

また、交付金の対象とならない水田が発生することにより、今後の農地集積が進まず、耕作放棄地の増大に繋がり、安定的な食料供給も脅かしかねません。

よって、今後の水田活用の直接支払交付金の詳細なルールの設定にあたっては、生産現場での意見にも配慮し十分かつ慎重な検討を行うよう要望するということでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書として提出するものでございます。どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） ひとつもっとやってほしいという立場からの質問をさせていただきました
いというふうに思います。

私の調査では、今回の米の政策については、かねてからの会計検査院の指摘でございました。その中で、かねてからやった内容でしたから、常に私たちも農業者として確認をしていくことは、五、六年前よりしっかりと味をつくれという指導が、農政事務所等も通じながらの指導もあったと記憶をしております。

そういう中で、北海道の農業政策の要望としましては、ここ十数年、主にてん菜、甘味飼料の政策要望をしてきたところであります。私もJAの役員をやっていた中で、JA全道北海道大会において、水田の関係についての要望は、本当に何行かという要望書でございました。これが府県との違いが非常にございました。府県では既に、この水田対策について会計検査院の指摘を真摯に受けた中での中央会指導等も大きくあったと記憶をしております。

そういう中で、主に北海道における水田農業政策が、非常に農業者を混迷に陥らせていくということは事実でございますから、どんどんこの話については中央に届けるべきというふうに思っています。

したがって、提出先についてでございますけれども、この2件でなくて、もっと提出先を増やして、要望書、意見書として出していただきたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小坂利政君） ただいまの意見について答弁をお願いします。

○11番（北村 修君） そういう御意見も当然かなというふうに思われます。付け加えるとすれば、食糧庁等々になるのかなと、そういう点は増やしてもよろしいのかなというふうに思いますけれども、また直接支払交付金に関わることですから、財務省等々も入れてもいいのかなというふうには思います。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） ただいまの意見について、今、答弁されたとおり、加えるということ

で御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） ありがとうございます。

ほかに質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務等調査報告の件

○議長（小坂利政君） 日程第17、所管事務調査報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長、経済文教常任委員長、議会運営委員長、恐竜ワールド構想調査特別委員長及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（山崎満敬君） 報告というか、ちょっと資料の訂正をお願い申し上げます。

23ページ、（3）3回目接種というところの1行目、「2回目接種から原則8箇月」のところを「ヶ」に直していただきますのと、（4）主な質疑と回答の5段目、（回答）のところ、「翌日に休む子がいたと聞いて入れが」が「いるが」に直していただければよろしいかと思います。

以上、報告のとおり、追加する項目はございません。

○議長（小坂利政君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

11番。

○経済文教常任委員長（北村 修君） 1点だけ報告をさせていただきます。

26ページでございますけれども、主な意見のまとめの最後に、「当委員会としての調査は終了するが、年末の状況を勘案し対応を示されたい」というふうに要望意見をつけております。

先ほどの意見書案のような状況が発生しておりますので、理事者にあって、町としても同様の対応を積極的に図られるようお願いをしたいと思います。

以上であります。

○議長（小坂利政君） 議会運営委員長、報告はありませんか。

4番。

○議会運営委員長（佐藤 守君） 報告についての変更はありませんが、議運としては、昨年から議会運営の改善に関する調査研究を進めてきましたけれども、全議員との意見交換の中で、特に議員定数と災害支援本部の検証について、大変貴重な意見をいただいた中で報告書を提出したことを申し添えたいと思います。

○議長（小坂利政君） 次に、恐竜ワールド構想調査特別委員長、報告はありませんか。

○恐竜ワールド構想調査特別委員長（野田省一君） 特別追加することはございません。

○議長（小坂利政君） 次に、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長、報告はありませんか。

○胆振東部地震復旧復興調査特別委員長（北村 修君） 1つだけ改めて報告をさせていただきたいというふうに思います。

本委員会は、来年4月の議員改選期を迎えるに当たって、12月で終了というふうに考えて、まとめをするということを考えおりましたけれども、まちなか再生の事業基本計画がこれからだということが第1、そして、その事業に当たって2,000万を超える大型な事業費が計上されておりますので、それら等々の進捗状況をもう一回見るということで、委員会としての継続をするということにいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（小坂利政君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議会運営委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、恐竜ワールド構想調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長報告に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これで、各委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（小坂利政君） 日程第18、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（小坂利政君） 日程第19、議員の派遣に関する件を議題とします。

本件については、第86回胆振東部市町議会懇談会の開催が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにいたしたいと思います。

日程など細部の取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本定例会に付された事件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第4回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

署名議員

署名議員